

小平市みどりの基本計画2010中間報告書

(前期の実施状況の点検とその対応等)

平成27年(2015年)3月

小 平 市

目 次

1章	中間報告の目的	1頁
2章	中間報告の考え方	1頁
3章	基本計画の施策体系と重点施策	
1	施策体系	2頁
2	重点施策	3頁
4章	みどりの現況	
1	市の緑被率	4頁
2	緑被率の変化の分析	7頁
3	施設緑地の変化の分析	8頁
4	地域制緑地の変化の分析	9頁
5章	重点施策の施策方針・前期実施状況・課題整理と点検・対応	
1	1-1 新みどりの骨格づくり	13頁
2	1-2 樹林地の重点保全	15頁
3	1-3 小平ふるさと公園づくり	16頁
4	1-4 用水路の再整備	17頁
5	1-5 公共施設の重点緑化	18頁
6	1-6 オープンガーデンの推進と連携	20頁
7	2-1 特別緑地保全地区等の指定	21頁
8	2-2 市民緑地制度の運用	22頁
9	2-3 保存樹林等の新規適用	22頁
10	2-4 屋敷林の保全手法の検討	24頁
11	2-5 郷土景観保全施策の検討	25頁
12	2-6 小平の名木の選定と育成	26頁
13	3-1 身近なビオトープづくり	27頁
14	3-2 公園いきいきリニューアル	28頁
15	3-3 花とみどりの公共施設づくり	29頁
16	3-4 みどりの学校づくり	31頁
17	3-5 都市計画公園の整備促進	33頁
18	4-1 市民による森のカルテづくり	34頁
19	4-2 雑木林のクオリティアップ	35頁
20	4-3 みどりのクオリティアップ	36頁
21	4-4 みどりのリサイクルの推進	37頁
22	5-1 市民連絡協議会等の設立支援	38頁
23	5-2 みどりのアダプトシステム	39頁
24	5-3 みどりづくり市民提案システム	40頁
25	5-4 みどりのまちづくり相談システム	41頁
6章	全施策（重点施策除く）の実施状況と方向性	42頁
7章	施策の推進に向けて	64頁
	資料編	69頁

小平市みどりの
基本計画

2010

やさしく歩ける
水と緑の美しいまち



平成22年(2010年)3月
小平市

1章 中間報告の目的

小平市みどりの基本計画2010（以下「基本計画」という。）の前期終了の平成26年度に緑被率(※1)等の変化を把握するとともに、施策の進捗状況及び課題の整理等を行い、基本計画推進に必要な対応策等を取りまとめることにより、基本計画中期以降の体系的かつ効果的な施策展開を図ることを目的とする。

※1「緑被率」とは、市内の植物に被われた土地面積が市の全体面積に占める割合という。

1 基本計画の計画期間と実施時期

(1) 計画期間

平成22年4月から平成32年3月まで

(2) 実施時期

①前期 平成22年度から平成25年度までの4年間

②中期 平成26年度から平成28年度までの3年間

③後期 平成29年度から平成31年度までの3年間

2 中間報告書の作成期間

平成26年4月から平成27年3月まで

3 中間報告書作成の実施機関

小平市みどりの基本計画2010中間報告書(以下「中間報告書」という。)は、都市建設部長及びみどり施策関係課長により構成する小平市みどりの基本計画2010中間報告書作成庁内会議（以下「庁内会議」という。）が、平成26年度に6回の会議を行い作成した。

2章 中間報告の考え方

基本計画は、「やさしく歩ける水と緑の美しいまち」を目標として5つ基本方針のもとに施策が体系化されている。また、全施策をけん引するために優先的かつ重点的に取り組むべき重点施策が設定されており、前期・中期・後期の実施内容を明記することでその実行性を高めようとしている。そこで、中間報告書を作成するにあたり施策体系の構成や基本計画の策定経過等から次の考え方で庁内会議を進めた。

1 目標、施策体系及び施策内容等の基本計画の骨組みは変更しない。

基本計画策定にあたっては、有識者・緑化関係団体推薦者4人・公募市民5人で構成された検討委員会で審議され、地区懇談会、アンケート調査及びパブリックコメントを実施することにより広範な市民意見を反映して策定されたことから、中間報告では基本計画の骨組みとなる目標、施策体系及び施策内容について変更は行わない。

2 緑被地・緑被率の変化と施策の進捗状況を把握し、今後の施策展開のあり方を検討する。

平成25年度末時点の緑被地等の変化と平成24年10月時点における緑被率調査を行い近年における緑被地の変化を把握するとともに、基本計画に掲載された重点施策をはじめとする全施策の平成25年度末時点の進捗状況調査を行い、今後、より効果的な施策展開に向けた検討を行う。

3 全施策をけん引する重点施策についてPDCAサイクルを適用する。

全施策のけん引役を果たすべき重点施策については、施策内容(P L A N)、前期における実績(D O)、課題整理と点検(C H E C K)及び今後の対応方針(A C T I O N)を明らかにすることで、より一層の推進を図る。

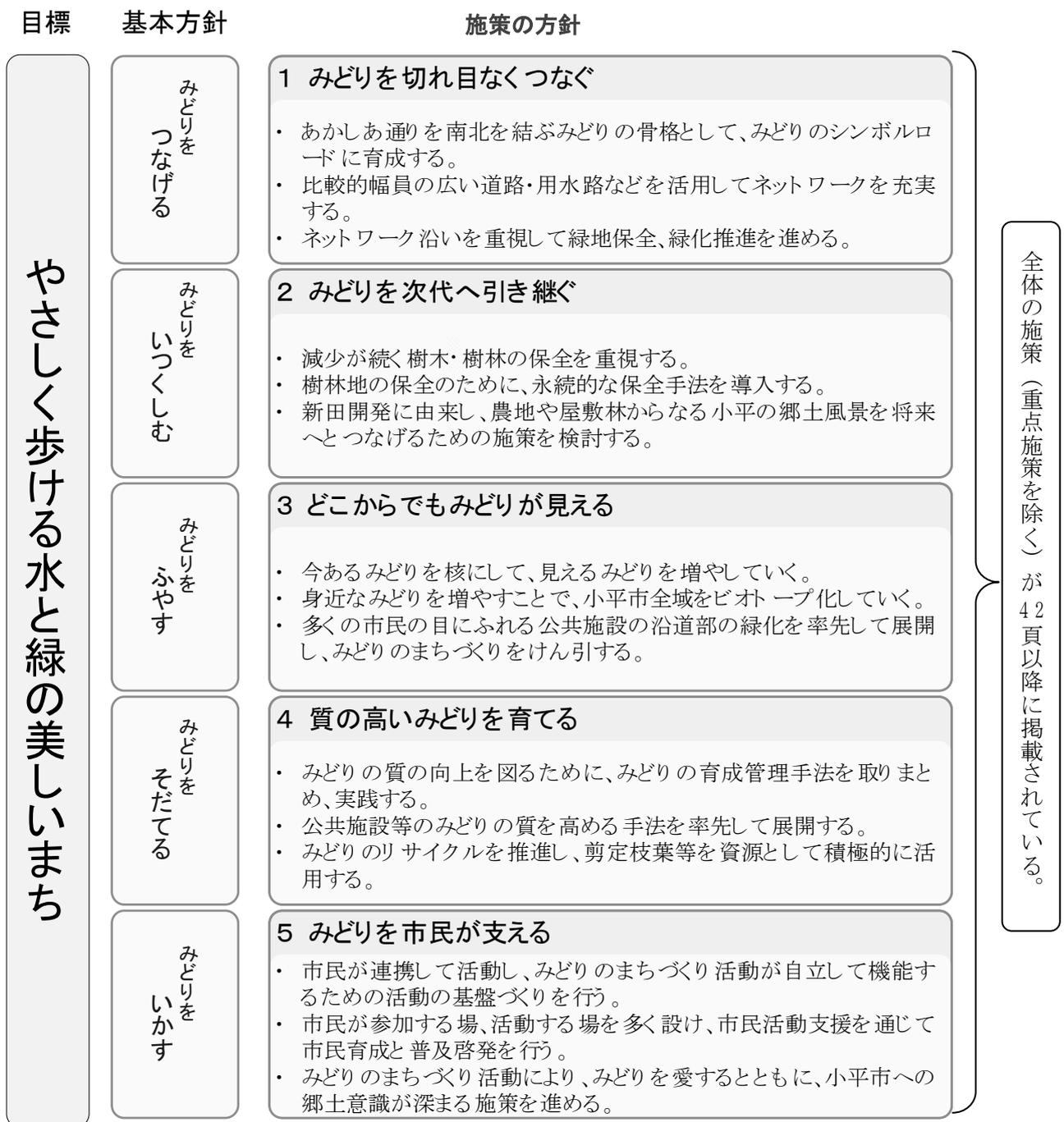
なお、重点施策以外の施策については、これまでの実績の把握と、今後の方向性の確認を行うこととする。

3章 基本計画の施策体系と重点施策

1 施策体系

基本計画では「やさしく歩ける水と緑の美しいまち」をめざして、次の施策体系の方針を重視しながらさまざまな施策を展開している。

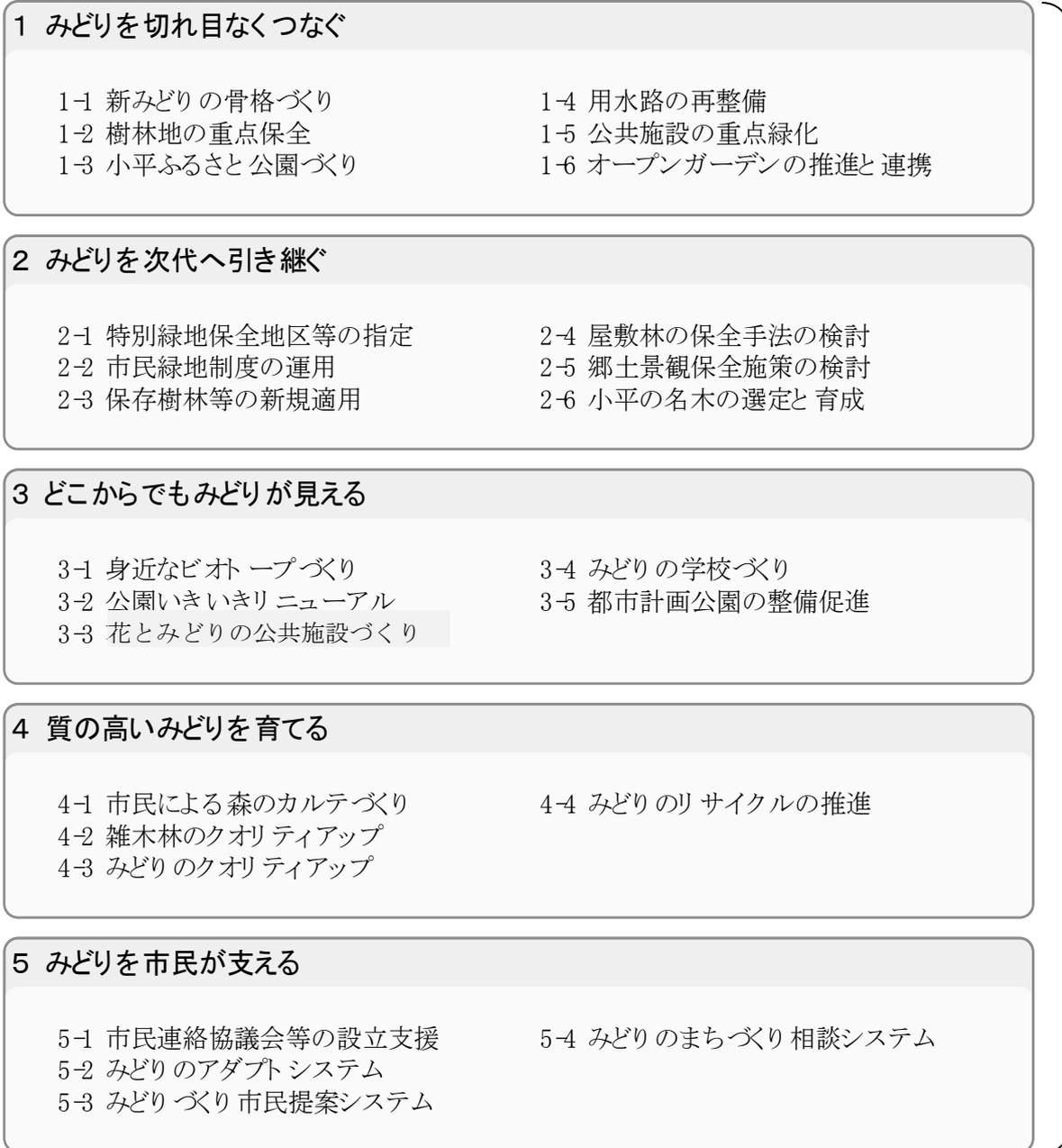
(図1) 施策体系図



2 重点施策

重点施策とは、全施策をけん引するために優先的かつ重点的に取り組むべき施策であり、次の5つの体系に25施策が設定されている。

(図2) 重点施策の体系図



重点施策は10頁以降に掲載されている。

4章 みどりの現況

1 市の緑被率

今回の中間報告にあたり測定した緑被率は31.8%（平成24年10月時点の空中写真で測定）で、基本計画の策定時の34.3%（平成18年5月時点の空中写真で測定）から2.5ポイント、面積にして51ヘクタールが6年間で減少した結果となった。

つまり、1年に市立中央公園1個以上の緑被地が減少していることとなる。

(1) 緑被率測定の方法

①緑被地の分類

「樹木・樹林」「竹林」「草地」「田畑」「樹木畑・果樹園」の5種とする。

②緑被地の変化の把握

平成18年度時点の緑被地のうち概ね100平方メートル以上のまとまった緑被地の増減及び異なる緑被地への変化を把握した。

③緑被地の経年変化データの作成

平成24年10月に撮影された空中写真等を利用して次のとおり緑被地の経年変化データ等を作成した。（図3及び図4を参照）

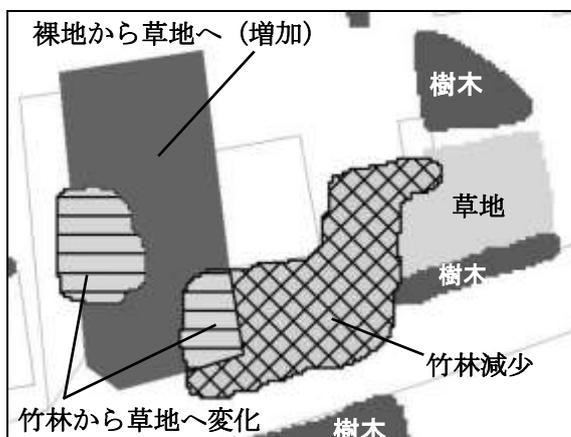


(図3) 平成18年度緑被地分布図

平成18年5月に撮影された空中写真から作成した平成18年度緑被地分布図を確認（図3）



平成24年10月に撮影された空中写真と重ね緑被地の変化箇所を抽出



(図4) 緑被地の経年変化状況図

変化箇所を緑被地が増加した区域、減少した区域及び他の緑被地に変化した区域の3種に分類して緑被地の経年変化状況図を作成（図4）



経年変化状況のデータベースを作成



平成24年度緑被地分布図を作成

(2) 緑被地分布の変化

①緑被地の調査時点での分布と変化面積等は表1及び図5のとおりである。

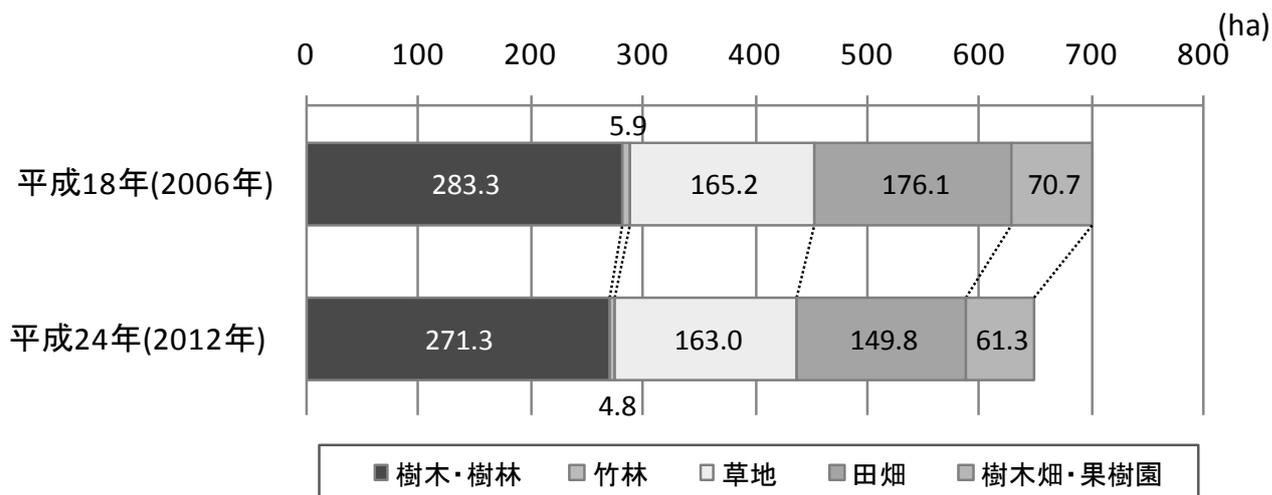
(表1) 緑被地の状況と変化構成

項目	平成18年 (2006年)		平成24年 (2012年)			変化面積 (ha)	変化面積の内訳		
	面積 (ha)	市域面積 に占める 割合(%)	面積 (ha)	市域面積 に占める 割合(%)	緑被地 の構成 (%)		増加 面積 (ha)	減少 面積 (ha)	緑被地間 の変化面積 (ha) ※
樹木・樹林	283.3	13.8	271.3	13.3	41.8	-12.0	4.5	-15.6	-0.9
竹林	5.9	0.3	4.8	0.2	0.7	-1.1	0.1	-0.7	-0.5
草地	165.2	8.1	163.0	8.0	25.1	-2.2	11.3	-19.5	6.0
田畑	176.1	8.6	149.8	7.3	23.1	-26.3	0.2	-21.2	-5.3
樹木畑・果樹園	70.7	3.5	61.3	3.0	9.4	-9.4	0.0	-10.1	0.7
緑被地合計	701.2	34.3	650.2	31.8	100.0	-51.0	16.1	-67.1	0.0
非緑被地	1,344.8	65.7	1,395.8	68.2	—	—	—	—	—
合計	2,046.0	100.0	2,046.0	100.0	—	—	—	—	—

市面積 2,046 ha

※ 緑被地間の変化面積は、異なる緑被地に変化した面積の合計である。

(図5) 平成18年(2006年)と平成24年(2012年)の緑被地面積の変化

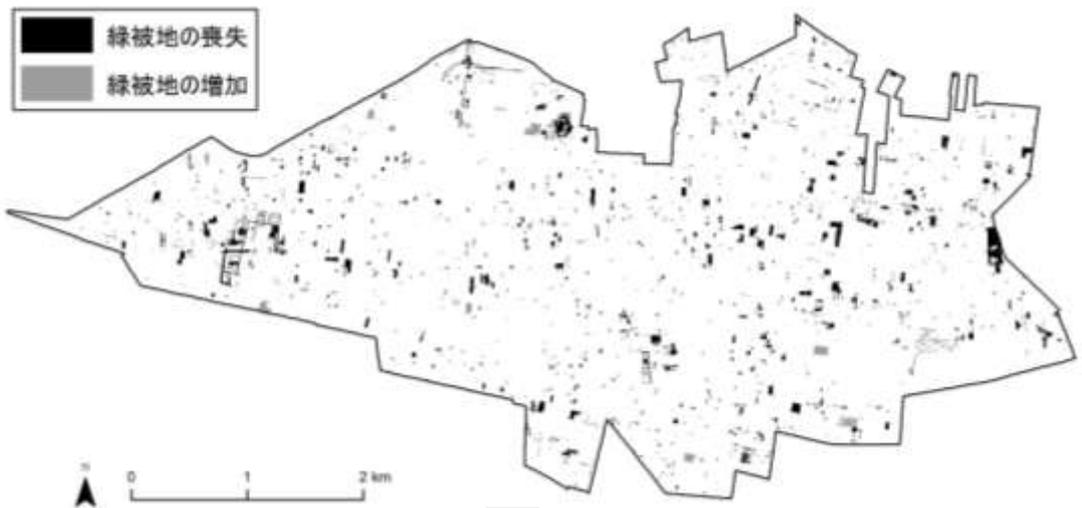


②緑被地の市内全域の分布変化は図6から図8のとおりである。

(図6) 平成18年5月 緑被地分布 (緑被率34.3%)



(図7) 緑被地の分布変化



(図8) 平成24年10月 緑被地分布 (緑被率31.8%)



2 緑被率の変化の分析

(1) 緑被地の変化の内訳

緑被率変化の分析のために平成18年5月から平成24年10月までの緑被地の減少の内訳、増加の内訳及び緑被地間の変化の内訳について把握する。

①減少した緑被地は表2、またその土地の利用状況は表3のとおりである。

(表2)

区 分	面積(ha)	割合 (%)
樹木・樹林	15.6	23.2
竹林	0.7	1.0
草地	19.5	29.1
田畑	21.2	31.6
樹木畑・果樹園	10.1	15.1
合 計	67.1	100.0

(表3)

区 分	面積(ha)	割合 (%)
建物等	54.8	81.7
道路の整備	5.6	8.3
駐車場・駐輪場	3.0	4.5
その他	3.7	5.5
合 計	67.1	100.0

建物等は、住宅及び住宅以外の建物を含む。
その他は、スポーツ施設や鉄道敷地の整備、資材置き場としての敷地利用等を含む。

②増加した緑被地は表4のとおりである。

(表4)

区 分	面積(ha)	割合 (%)	主な増加理由
樹木・樹林	4.5	28.0	樹木の繁茂等
竹林	0.1	0.6	竹林の繁茂等
草地	11.3	70.2	民有グラウンドの草の繁茂等
田畑	0.2	1.2	民有菜園の増加等
樹木畑・果樹園	0.0	0.0	—
合 計	16.1	100.0	

③異なる緑被地への変化状況は表5のとおりである。

(表5)

区 分	面積(ha)	変化前の緑被地(ha)				
		樹木・樹林	竹林	草地	田畑	樹木畑・果樹園
樹木・樹林	-0.9	0.0	-0.8	-0.1	0.0	
竹林	-0.5	0.0	-0.2	-0.2	-0.1	
草地	6.0	0.8	0.2	4.3	0.7	
田畑	-5.3	0.1	0.2	-4.3	-1.3	
樹木畑・果樹園	0.7	0.0	0.1	-0.7	1.3	
合 計	0.0	0.9	0.5	-6.0	5.3	-0.7

(2) 緑被率の変化の分析

減少した緑被地は表2のとおりである。減少面積のうち農地を構成する田畑及び樹木畑・果樹園が46.7パーセントを占めている。その減少した緑被地の利用状況は表3のとおり81.7パーセントが宅地化等となっていることから、農地の減少は概ね開発行為等の宅地化によるものが多いことが分かる。また、増加した緑被地は表4のとおり民有グラウンドの草の繁茂によるものが多い。さらに、異なる緑被地への変化状況は表5のとおり草地に変化することが多く、その内訳を見ると農地を構成する田畑及び樹木畑・果樹園が草地となっている割合が高く、宅地などの土地利用転換前の草地の状態が緑被地として判読された傾向がつかめる。全体としては、緑被地の増加面積16.1ヘクタールに比べ減少面積67.1ヘクタールと大きいことから緑被率が低下したと分析できる。

3 施設緑地の変化の分析

施設緑地とは、国や地方公共団体等が所有権や借地権等の権利を取得し、一般に公開している公園や都市緑地、運動場やグラウンドなどをいう。

ここでは施設緑地の変化について管理データ等を基に把握し分析する。

(1) 変化の内訳

平成19年度末から平成25年度末までの施設緑地の変化は表6のとおりである。

(表6) 市立公園等施設緑地の整備量の変化

区分	箇所数			面積 (ha)			1人当り面積(m ² /人)			整備目標 (m ² /人)			
	平成19年度末	平成25年度末	増減	平成19年度末	平成25年度末	増減	平成19年度末	平成25年度末	増減				
都市公園	住区基幹公園	街区公園	266	281	15	19.7	21.5	1.8					
		近隣公園	6	6	0	5.4	5.4	0.0					
		地区公園	0	0	0	0.0	0.0	0.0					
	住区基幹公園小計		272	287	15	25.1	26.9	1.8	1.4	1.5	0.1	4.0	
	都市基幹公園	運動公園	1	1	0	6.6	6.6	0.0					
		総合公園	1	1	0	0.7	0.7	0.0					
		都市基幹公園小計		2	2	0	7.3	7.3	0.0	0.4	0.4	0.0	2.5
	特殊公園	駅前広場	1	1	0	-	-	0.0					
		広域公園		1	1	0	7.7	7.7	0.0				
		緩衝緑地等	都市緑地 ※1	1	1	0	0.3	0.3	0.0				
			緑道 ※2	2	2	0	8.3	8.4	0.1				
		その他小計		5	5	0	16.3	16.4	0.1	0.9	0.9	0.0	
	都市公園計		279	294	15	48.7	50.6	1.9	2.7	2.8	0.1	10.0	
	その他の公園・公園類似施設等	けやき公園	1	1	0	2.1	2.1	0.0					
小平霊園		1	1	0	20.2	20.2	0.0						
公園類似施設 ※3		48	54	6	20.0	19.9	-0.1						
公共緑地 ※4		33	33	0	0.3	0.3	0.0						
その他 ※5		5	5	0	2.8	2.9	0.1						
その他の公園・公園類似施設等計		88	94	6	45.4	45.4	0.0	2.5	2.4	-0.1			
施設緑地合計		367	388	21	94.1	96.0	1.9	5.2	5.2	0.0	10.0		

平成20年4月1日現在

人口 182,293 人

面積 2,046 ha

平成26年4月1日現在

人口 185,846 人

面積 2,046 ha

※1 小川緑地を計上している。

※2 玉川上水緑道及び狭山・境緑道の都立公園指定された区域を計上している。

※3 東京都薬用植物園・市民広場・市グラウンド等を計上している。

※4 苗圃及び草地がある雨水吸込槽用地を計上している。

※5 小平元気村おがわ東、平櫛田中彫刻美術館、こもれびの足湯等を計上している。

(2) 分析

基本計画策定時の調査は平成19年度末時点、中間報告書作成は平成25年度末時点であることから、この6年間の経過について調査した結果、施設緑地全体で1.9ヘクタール増の96.0ヘクタールであった。

その内訳は、都市公園では土地区画整理事業、開発事業にともなう提供公園の増加及び緑道の整備などによる増で、その他の公園類似施設は若干の増減があったものの面積としては変化が見られなかった。施設緑地は、緑が比較的多い都市公園などの公共施設やそれに準ずる施設を対象としており、毎年微増といった比較的安定した推移となっている。

4 地域制緑地の変化の分析

地域制緑地とは、施設緑地が公共施設や公共施設に準ずる施設として整備する指標として分類されるのに対し、現に存在する緑地のうち、土地利用制限等により保全していく区域をいう。具体的には、国や地方公共団体が一定の区域を指定するもので、自然や環境の保全のために一定の行為を禁止または制限する生産緑地、特別緑地保全地区や保存樹林等が該当する。

ここでは、地域制緑地の変化を管理データ等を基に把握し分析する。

(1) 変化の内訳

平成19年度末から平成25年度末までの地域制緑地の変化は表7のとおりである。

(表7) 地域制緑地の変化

区分		箇所数			面積(ha)			1人当り面積(m ² /人)		
		平成19年度末	平成25年度末	増減	平成19年度末	平成25年度末	増減	平成19年度末	平成25年度末	増減
法律によるもの	生産緑地	407	379	-28	203.1	183.3	-19.8	11.1	9.9	-1.2
	合計	407	379	-28	203.1	183.3	-19.8			
条例等によるもの	歴史環境保全地域※1	1	1	0	5.6	5.6	0.0	1.7	1.6	-0.1
	市有林・市有竹林※2	4	5	1	0.7	1.2	0.5			
	保存樹林・保存竹林※3	42	31	-11	6.2	5.5	-0.7			
	用水路等※4	9	9	0	18.3	18.1	-0.2			
	(重複分)※5	-3	-1	2	-0.4	-0.2	0.2			
	合計	53	45	-8	30.4	30.2	-0.2			
地域制緑地総合計		460	424	-36	233.5	213.5	-20.0	12.8	11.5	-1.3

平成20年4月1日現在

人口 182,293 人

面積 2,046 ha

平成26年4月1日現在

人口 185,846 人

面積 2,046 ha

※1 歴史環境保全地域は野火止用水歴史環境保全地域の面積の小平市分を図上計測したものである。

※2 市有林・市有竹林箇所数 5 件中、2 件は一体となった樹林の中に保存樹林も含むので保存樹林でもカウントしている。

※3 保存樹林・保存竹林箇所数-11 件は保存樹林カウントの見直しによるものである。

※4 用水路等の面積は図上計測したものである。

※5 重複分は、野火止用水歴史環境保全地域内にある保存樹林を合計から除いている。

(2) 分析

地域制緑地の調査は、施設緑地と同じく平成19年度末から平成25年度末までを対象として実施した。調査の結果、地域制緑地全体で20.0ヘクタール減の213.5ヘクタールであった。その内訳は、法律によるものとしては生産緑地が19.8ヘクタール減、条例等によるものとしては、保存樹林・保存竹林や市有林・市有竹林については変化が無く、用水路等の売払いや所管替えによるものが0.2ヘクタールの減となっている。

地域制緑地は、主に民有地にある緑地であるが、東京都が指定している野火止用水歴史環境保全地域や市が指定している保存樹林、そして特別緑地保全地区等の制度適用された樹林については公有地化等による保全が図られている。生産緑地については、開発行為等により大きく減少し地域制緑地減少の主な要因となっている。

5章 重点施策の施策方針・前期実施状況・課題整理と点検・対応

基本計画に掲載された重点施策について、前期の実施予定内容（PLAN）、取組実施状況（DO）、課題整理と点検（CHECK）及び今後の対応方針（ACTION）について11頁から41頁にまとめた。

(1) 重点施策のPDCAの見方について

重点施策のPDCAサイクルの見方を説明する。

1 施策方針を記載

(1) 重点施策の内容及び実施時期（PLAN）

施策番号	施策名称
施策内容（PLAN）	基本計画の掲載内容を記載
担当課	施策を担当する課名
実施時期及び実施予定内容	
前期	平成22年度から平成25年度（4年間）までの実施予定内容を掲載
中期	平成26年度から平成28年度（3年間）までの実施予定内容を掲載
後期	平成29年度から平成31年度（3年間）までの実施予定内容を掲載

(2) 重点施策実現のための取組実施状況（DO）及び課題整理と点検（CHECK）

取組番号	取組名称（基本計画の掲載内容を記載）		
取組内容（基本計画の掲載内容を記載）			
実施（DO）	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）		
取組	名称	個別の取組名称	担当課 担当課名
	個別の取組内容の説明及び実績		
取組全体の課題整理と点検			
全体の取組としての課題整理と点検結果を記載			
施策全体（CHECK）	施策の点検結果を分かりやすいように次の4種に分けて記載 ①順調に成果が上がっている ②一定の成果が上がっている ③一部の成果が上がっている ④見込んだ成果が上がっていない		

(3) 重点施策の対応方針（ACTION）

施策番号	施策名称
施策全体（ACTION）	取組全体の課題整理と点検結果から中期以降の施策の対応について記載
担当課	施策を担当する課名

※施策全体（CHECK）における点検結果の表記説明

表記	省略表記	意味
順調に成果が上がっている	順調	目標達成に向けた取組や今後の施策展開などが大変評価できる。
一定の成果が上がっている	一定成果	目標達成に向けた取組や今後の施策展開が適正に行われている。
一部の成果が上がっている	一部成果	目標達成に向けた取組や今後の施策展開が適正に行われているものの、いくつかの課題、改善の余地が見受けられる。
見込んだ成果が上がっていない	成果が上がっていない	目標達成に向けた取組や今後の施策展開が不十分であり、改善の余地を多く残している。

(2) 重点施策の施策体系と点検結果

目標 施策方針

重点施策名称・概要・点検結果 (CHECK)

(表8)

やさしく歩ける水と緑の美しいまち

1 みどりを切れ目なくつなぐ

番号	重点施策名称	頁	概要	点検結果
1-1	新みどりの骨格づくり	13	あかしあ通りを新しいみどりの骨格として緑化を進める。	一定成果
1-3	小平ふるさと公園づくり	16	武蔵野の原風景の要素を取り入れた公園の再整備を実施する。	順調
1-5	公共施設の重点緑化	18	みどりのネットワークに近い公共施設の沿道部の緑化を実施する。	一定成果

2 みどりを次代へ引き継ぐ

番号	重点施策名称	頁	概要	点検結果
2-1	特別緑地保全地区等の指定	21	特に重要な樹林地を対象として特別緑地保全地区等の指定を行う。	順調
2-3	保存樹林等の新規適用	22	市制度の保存樹林・保存竹林・保存樹木・保存生垣の新規適用を推進する。	一定成果
2-5	郷土景観保全施策の検討	25	農地、屋敷林などの郷土景観を後世へと伝えるための保全制度を検討する。	成果が上がっていない

3 どこからでもみどりが見える

番号	重点施策名称	頁	概要	点検結果
3-1	身近なビオトープづくり	27	ビオトープづくりの手引書作成しビオトープづくりを支援する事業を行う。	一定成果
3-3	花とみどりの公共施設づくり	29	公共施設を対象に、整備可能な箇所ですら自然に配慮しながら緑化を進める。	順調
3-5	都市計画公園の整備促進	33	2ha以上の都市計画公園内の生産緑地等の取得を検討する。	一定成果

4 質の高いみどりを育てる

番号	重点施策名称	頁	概要	点検結果
4-1	市民による森のカルテづくり	34	雑木林の環境と動植物の資源性を把握した森のカルテを作成し活用する。	順調
4-3	みどりのクオリティアップ	36	公共施設の特性に合ったみどりの育成管理を検討・試行し、手引書とする。	一定成果

5 みどりを市民が支える

番号	重点施策名称	頁	概要	点検結果
5-1	市民連絡協議会等の設立支援	38	市民・事業者・行政等の協働による協議会の設立及び運営の支援を行う。	成果が上がっていない
5-3	みどりづくり市民提案システム	40	公園や道路に、市民発案による花壇整備、樹木寄付による植栽等を検討する。	成果が上がっていない

番号	重点施策名称	頁	概要	点検結果
1-2	樹林地の重点保全	15	玉川上水に沿う樹林地を対象に特別緑地保全地区等の制度を適用する。	一定成果
1-4	用水路の再整備	17	自然をいかした用水路の親水整備を実施する。	一定成果
1-6	オープンガーデンの推進と連携	20	みどりのネットワーク沿いの新規開設支援等を実施する。	一部成果

番号	重点施策名称	頁	概要	点検結果
2-2	市民緑地制度の運用	22	所有者と市民緑地契約を締結して、広く市民へ公開する。	成果が上がっていない
2-4	屋敷林の保全手法の検討	24	屋敷林の保全を図る手法について検討し、保全を図っていく。	成果が上がっていない
2-6	小平の名木の選定と育成	26	景観木などを名木として選定し、後世へと伝え保護育成事業等を実施する。	順調

番号	重点施策名称	頁	概要	点検結果
3-2	公園いきいきリニューアル	28	公園のいきいきとした魅力を引き出すリニューアルを行う。	順調
3-4	みどりの学校づくり	31	小学校・中学校の敷地等で環境教育や食育に配慮した緑化を行う。	一定成果

番号	重点施策名称	頁	概要	点検結果
4-2	雑木林のクオリティアップ	35	雑木林を健全に維持するために萌芽更新等の育成管理手法を検討・試行する。	一部成果
4-4	みどりのリサイクルの推進	37	剪定枝葉などをチップ、堆肥、炭等に活用し、一部は市民へ配布する。	成果が上がっていない

番号	重点施策名称	頁	概要	点検結果
5-2	みどりのアダプトシステム	39	公園等を市民が里親のように維持管理するアダプト制度の導入及び支援。	一部成果
5-4	みどりのまちづくり相談システム	41	専門家の協力を得て、相談員制度、出張アドバイス制度等を導入する。	一部成果

【点検 (CHECK) のまとめ】

- ①順調に成果が上がっている (表内の表記「順調」) 6 施策
- ②一定の成果が上がっている (表内の表記「一定成果」) 9 施策
- ③一部の成果が上がっている (表内の表記「一部成果」) 4 施策
- ④見込んだ成果が上がっていない (表内の表記「成果が上がっていない」) 6 施策

1 施策方針：みどりを切れ目なくつなぐ

1-1 重点施策：新みどりの骨格づくり

(1) 重点施策の内容及び実施時期（PLAN）

1-1	新みどりの骨格づくり
施策内容 (PLAN)	概ね中期をめどに、あかしあ通りを対象とした重点緑化事業を行います。後期は、その他の主要なみどりの軸などの緑化事業を行います。ネットワークとしての一定のイメージを形成できるように、通りごとに樹種や緑化形態を揃えるなど、均整の取れた緑化を行います。さらに、あかしあ通りをモデルケースに民有地沿道部の緑化支援方策について検討し、その他のみどりのネットワークについても緑化を行います。
担当課	みちづくり課、水と緑と公園課、産業振興課
実施時期	実施予定内容
前期	整備内容・事業予定量の検討、重点緑化事業の実施 民有地緑化支援方策の検討
中期	重点緑化事業の実施 民有地緑化支援施策の展開
後期	その他のみどりのネットワークの緑化事業の実施 民有地緑化支援の継続

(2) 重点施策実現のための取組実施状況（DO）及び課題整理と点検（CHECK）

1-1-1	新しいみどりの骨格の創出		
あかしあ通り等をみどりの南北軸に位置づけ、重点的に道路緑化、沿道緑化を行います。			
実施(DO)	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）		
取組1	名称	あかしあ通りグリーンロード化基本計画の策定	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 平成22年度に、みどりの骨格として位置づけられているあかしあ通りの整備等についての基本計画を策定し、街路樹の魅力を引き出す整備、小平駅南口ロータリー植栽部の改良による植栽の見直し、狭山境緑道の桜並木の連続性の確保、小川用水の親水整備及び近隣3公園の憩いの場としての整備等が位置付けられ、以降関係課が事業を推進している。		
取組2	名称	みどりの骨格沿いの用水路親水整備にともなう緑化	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 みどりの骨格であるあかしあ通りと用水路の交差点について、水の流れや緑化した護岸が見えるように整備した。 (平成22年度)小川用水路の交差点西側の護岸及び緑化整備1箇所 28m		
取組3	名称	みどりの軸沿いの用水路親水整備にともなう緑化	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 みどりの軸の青梅街道に隣接した小川用水の親水整備を実施した。 (平成23年度)小川用水（上宿公民館西側）1箇所 48m (平成24年度)小川用水（上宿公民館北側）1箇所 74m		
取組4	名称	みどりの骨格である小平駅南口ロータリーの植栽部の花壇化	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 鬱そうとしたツツジの植栽帯を伐根して花壇化し、約8,000株の花苗を植栽した。以降、年2回の植替えを実施し、小平グリーンロードの散策者や市民の憩いの場となっている。		
取組5	名称	みどりの骨格沿いの公園整備	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 あかしあ通り沿道の集い・憩いの場である近隣3公園の再整備を行った。 (平成25年度)みどりの骨格のあかしあ通りに近い学園野鳥公園の樹木の剪定・伐採、植栽の多層化、野鳥の食餌木植栽、バードウォッチングウォール及びベンチの撤去・設置等を行い休憩機能の向上を図った。		

取組 6	名称	みどりの骨格である道路の整備	担当課	みちづくり課
	【説明・内訳】 狭山境緑道の桜並木の連続性確保のための整備、及び小平駅南口ロータリー花植え事業を実施した。 (平成23年度)市道第C-17号線(天の川16本他植樹) (平成24年度以降)市民協働による小平駅南口ロータリー花植え事業 年2回			
取組全体の課題整理と点検				
あかしあ通りの道路緑化、隣接した公園整備や用水路の親水整備においては、あかしあ通りグリーンロード化基本計画に基づき着実に実績を積んでいる。				

1-1-2	道路緑化の推進			
水と緑のネットワーク軸に位置づけた路線を中心として、道路の緑化と沿道の緑化を推進するとともに、街路樹等の樹種や管理方法の充実を図り、質の高い緑を育てます。				
実施(DO)	前期実施状況(平成22年度から平成25年度まで)			
取組	名称	水と緑のネットワーク軸に位置づけた路線を中心として、道路の街路樹台帳を作成	担当課	みちづくり課
	【説明・内訳】 日常的に利用する主要な道路などのみどりのネットワーク軸に位置づけた路線について街路樹台帳を作成した。その路線と主な樹種は次のとおり。 (平成22年度)市道第C-18号線、市道第D-18号線【あかしあ通り】(ニセアカシア等) (平成23年度)市道第B-20号線【たかの街道】(ハナノキ等)、市道第B-17号線【山王通り】(ハナノキ等) (平成24年度)市道第A-16号線【こぶし通り】(コブシ等) (平成25年度) 【小川東町地区】 市道第A-52号線【小川駅東通り】(トウカエデ等)、市道第A-56号線【B・S中央通り】(ハナミズキ等)、市道第A-57号線【六小北通り】(ハナミズキ) 【花小金井地区】 市道第D-65号線(サクラ等)、市道第D-67号線(サクラ等)、市道第D-75号線(サルスベリ)、市道第D-76号線(キンモクセイ等)、市道第D-77号線(ハナミズキ等)、市道第D-78号線【花小金井駅前通り】(クヌギ)、市道第D-80号線【鈴木街道】(陽光桜)、市道第D-150号線【東部公園通り】(トチノキ)、市道第D-258号線(サクラ等)			
取組全体の課題整理と点検				
水と緑のネットワークとして、あかしあ通りや鈴木街道、市民が日常的に利用する地区内の道路や駅につながる道路等が位置づけられている。引き続き、街路樹台帳が整備されていない市道の台帳を作成し、樹種の統一性や質の高い街路樹の維持に努めていく必要がある。また、街路樹の根による歩道の盛り上がり、成育状況が悪い樹木等についても把握しながら適宜対応していく。				
施策全体(CHECK)	一定の成果が上がっている			

(3) 重点施策の対応方針(ACTION)

1-1	新みどりの骨格づくり
施策全体(ACTION)	あかしあ通りグリーンロード化基本計画に基づき計画的に実施されている。今後も計画的に道路と用水路を活用し、連続した水と緑のネットワークの構築を推進する。また、民有地の緑化推進策についても検討していく。 なお、あかしあ通り沿いの借地の公園整備については慎重に検討する。
担当課	みちづくり課、水と緑と公園課、産業振興課

1-2 重点施策：樹林地の重点保全

(1) 重点施策の内容及び実施時期（PLAN）

1-2	樹林地の重点保全
施策内容 (PLAN)	玉川上水に沿う樹林地(上水新町付近など)を対象に、特別緑地保全地区や市民緑地(都市緑地法)、もしくは歴史環境保全地域(東京における自然の保護と回復に関する条例)等の適用により、長期的な保全を図ります。
担当課	水と緑と公園課
実施時期	実施予定内容
前期	対象緑地の選定及び保全手法の検討及び適用
中期	保全手法の適用
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況（DO）及び課題整理と点検（CHECK）

1-2	みどりの骨格沿いの樹林地の保全			
小平グリーンロードと一体となる重要な樹林地については、特別緑地保全地区や歴史環境保全地域の指定等の恒久的に保全できる手法に関し東京都と調整を行います。その他の樹林地については、保存樹林制度、市民緑地制度の適用等複合的な施策展開を検討し、長期的な保全を図ります。				
実施(DO)	前期実施状況(平成22年度から平成25年度まで)			
取組1	名称	玉川上水と一団の緑地帯を構成する樹林地を特別緑地保全地区に指定	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 (平成22年度)1件指定。上水新町一丁目特別緑地保全地区を指定した。 平成23年2月9日都市計画決定 0.85ha (平成23年度)1件指定。小川町一丁目特別緑地保全地区を指定した。平成24年3月30日都市計画決定 0.18ha			
取組2	名称	市民緑地制度の適用検討	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 市民緑地は、5年以上の契約期間を要し、所有者に制限が加わること、あるいは樹林部分を指定する場合には、公開をすることにより全体的な現状保全が難しくなることなどの理由から慎重に検討している。			
取組全体の課題整理と点検				
玉川上水の敷地は東京都により歴史環境保全地域に指定されているが、近隣の樹林は指定されていない、一方、野火止用水沿いのほとんどの樹林は用水とともに歴史環境保全地域に指定されており、東京都による樹林の買取等により恒久的に保全される施策が展開されている。前期中に玉川上水と一団となった樹林の内、2箇所について市が特別緑地保全地区の指定を新たに行った。また、他の樹林については保存樹林に指定されているが、保存樹林の新たな指定は重点施策2-3に見られるように指定対象となる樹林が無く頭打ちとなっている。				
施策全体 (CHECK)	一定の成果が上がっている			

(3) 重点施策の対応方針（ACTION）

1-2	樹林地の重点保全
施策全体 (ACTION)	玉川上水と一団となった保存樹林の内、2箇所について市が特別緑地保全地区の指定ができたことは評価できる。この制度は土地の買い取り義務が発生するため、東京都の歴史環境保全地域の指定と同様の効果が期待できる。よって引き続き、保存玉川上水沿いの保存樹林所有者の保全の意向や財政状況等を踏まえながら樹林地の長期的な保全施策を展開していく。
担当課	水と緑と公園課

1-3 小平ふるさと公園づくり

(1) 重点施策の内容及び実施時期 (PLAN)

1-3	小平ふるさと公園づくり
施策内容 (PLAN)	武蔵野の雑木林や野草などがあり、季節の移り変わりを感じることでできる小平の原風景の要素を取り入れた公園の再整備を行います。ネットワークに近い公園を再整備の対象とし、公園の魅力を高めることで観光にも貢献することも考えていきます。
担当課	水と緑と公園課
実施時期	実施予定内容
前期	年間1公園程度、事業期間中に計10公園程度のリニューアルの実施
中期	
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況 (DO) 及び課題整理と点検 (CHECK)

1-3	小平ふるさと公園づくり			
ネットワークに近い公園は、雑木林、野草や用水路といった小平の原風景の要素を取り入れた公園の再整備を行います。				
実施(DO)	前期実施状況 (平成22年度から平成25年度まで)			
取組	名称	大規模公園リニューアルの実施	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 大規模公園リニューアルの中で小平ふるさと公園づくりを実施した。 (平成22年度)①上水公園の一部について既存の樹木を活かし花壇を設置するなど玉川上水緑道と一体となった整備を実施した。②あじさい公園の一部の補修を行い、狭山境緑道からの園路整備、池の浸透機能向上と周辺整備を行った。 (平成23年度)①せきれい公園に里山や雑木林に見られるミツバツツジを植栽し、雑木林でも見られる鳥のセキレイを公園名称にした。②きつねっばら公園にミツバツツジを植栽し、既存の雑木林を活かした整備をした。③小川町区画整理記念公園にミツバツツジを植栽し、小川村開拓や三本楯といった記念碑を設置した。 (平成25年度)学園野鳥公園の樹木の剪定・伐採、植栽の多層化と野鳥の食餌木の植栽、土壌改良、バードウォッチングウォール及びベンチの撤去・設置等、休憩機能及び生物の生育環境の改善を図った。			
取組全体の課題整理と点検				
雑木林や玉川上水緑道などのネットワークとの連携を図った整備が計画的に行われている。				
施策全体 (CHECK)	順調に成果が上がっている			

(3) 重点施策の対応方針 (ACTION)

1-3	小平ふるさと公園づくり
施策全体 (ACTION)	引き続き、新田開発に由来するみどり資源である雑木林・用水路・玉川上水といった小平の原風景の要素を取り入れた公園づくりを行うとともに、学園野鳥公園の再整備などに見られるように自然環境に配慮した魅力ある公園整備を実施していく。
担当課	水と緑と公園課

1-4 用水路の再整備

(1) 重点施策の内容及び実施時期（PLAN）

1-4	用水路の再整備
施策内容 (PLAN)	用水路は、身近な環境資源としての整備要望が多いことから、用水路活用計画等に基づいて整備可能箇所を検討し、郷土性を重視し、生物多様性に配慮しながら、自然をいかした親水整備などを行います。また、現在、水が流れていない新小金井街道以東の用水路を主な対象に、流水の復活を進める整備を行います。
担当課	水と緑と公園課
実施時期	実施予定内容
前期	事業計画の策定、用水路の再整備
中期	用水路の再整備
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況（DO）及び課題整理と点検（CHECK）

1-4-1	用水路の流水の復活と再生		
流水の復活を進めるとともに、水辺を整備して身近な環境資源として再生します。			
実施(DO)	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）		
取組	名称	用水路親水整備	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 水辺の整備として用水路親水整備を実施した。 (平成22年度)1箇所 あかしあ通り西-小川用水 28m (平成23年度)1箇所 上宿公民館西-小川用水 48m (平成24年度)1箇所 上宿公民館北-小川用水 74m 平成25年度末親水整備全体総量 17箇所5,952m(野火止緑道2km含む)		
取組全体の課題整理と点検			
親水整備箇所に隣接する住民の方々のプライバシー保護など、親水整備箇所に適した箇所の選定が難しく、事業予定量の把握には更なる検討が必要である。			

1-4-2	用水路の親水緑道整備の推進		
幅員に余裕のある用水路は、可能なところから親水緑道の整備を進めます。			
実施(DO)	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）		
取組	名称	用水路親水整備	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 青梅街道に隣接した幅員に余裕がある用水路の整備を実施した。 (平成23年度)1箇所 上宿公民館西-小川用水 48m 緑道整備も含む (平成24年度)1箇所 上宿公民館北-小川用水 74m 花壇・水に近付けるようにデッキを設置		
取組全体の課題整理と点検			
概ね幅員が3.6mである用水路は水が流れる部分を除くと約1.8m、それが右岸と左岸に分割されるため片側約0.9m程度しかない。よって、幅員に余裕がない用水路箇所は、隣接する住民のプライバシーの配慮も必要のため画一的な選定が難しい。引き続き、隣接の土地利用の変更予定や土地所有者の意向等も含めて継続的な交渉をしていく。			

1-4-3	用水路沿いの公園の親水整備の推進		
用水路に隣接した公園は、水を活用した親水整備を進めます。			
実施(DO)	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）		
取組	名称	用水路沿いの公園の整備	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 用水路に隣接した公園については用水路が見えるように配慮した整備を実施した。 (平成24年度)ひだまり公園(403㎡) 公園から用水が見れるように整備した。		
取組全体の課題整理と点検			
用水路を公園内に引き込んだ整備も一部実施しているが、引き込みをしなくても公園から用水路が見え、用水のせせらぎの音が聞こえるような整備もあわせて行っている。			
1-4-4	用水路を活用した水辺空間の整備		
用水路沿いの樹林地等は、親水性と緑地機能が調和した整備を進めます。			
実施(DO)	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）		
取組	名称	用水路沿いの樹林地等と調和した水辺空間の整備	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 用水路沿いの樹林や緑地帯などの緑地機能と調和させることにより自然をいかした整備を実施した。 (平成24年度)上宿公民館北側の用水路及び周辺緑地帯について、サクラ 3本の成長を阻害していた樹木の適正な管理とサクラや水辺が見れるデッキ等の整備を行った。		
取組全体の課題整理と点検			
計画期間外であるが、小川町1丁目市有樹林（平成11年度整備）及び小川緑地（平成17年度整備）も該当する。引き続き、用水路沿いの樹林地等の緑地機能と調和させ自然をいかした用水路整備を行っていく。			
施策全体(CHECK)	一定の成果が上がっている		

(3) 重点施策の対応方針 (ACTION)

1-4	用水路の再整備
施策全体(ACTION)	引き続き、用水路活用計画等に基づいて、用水路や隣接の樹林地及び公園等の自然を活かした水辺空間を創出し、市民の身近な環境資源を整備する。また、限られた水量ではあるが護岸整備等により流末を延ばすよう努めていく。
担当課	水と緑と公園課

1-5 公共施設の重点緑化

(1) 重点施策の内容及び実施時期 (PLAN)

1-5	公共施設の重点緑化
施策内容(PLAN)	概ね中期をめどに、ネットワークに近接する公共施設の沿道部を対象に、見えるみどりを増やすことをめざした沿道部の緑化を行います。
担当課	水と緑と公園課、みちづくり課、教育庶務課、その他公共施設管理担当課
実施時期	実施予定内容
前期	
中期	ネットワークに近接する対象施設の沿道部緑化の検討及び実施
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況（DO）及び課題整理と点検（CHECK）

1-5	公共施設緑化の推進		
みどりのネットワークに近い公共施設は、沿道の緑化を行うとともに、施設全体のみどりのボリュームアップを図ります。			
実施(DO)	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）		
取組1	名称	公共施設の緑化のために樹木等を施設管理者に配布	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 東京都苗木供給事業を活用し公共施設に樹木等を配布した。 (平成22年度)5課12施設 909本(ツツジ457本等) (平成23年度)4課13施設 1,378本(サツキ422本等) (平成24年度)8課14施設 1,947本(ツツジ1,518本等) ※平成25年度は、東京都からの要請で取りまとめができなくなり、各施設管理者が直接発注することになった。		
取組2	名称	街路樹の樹種に統一感を持たせ見える緑を演出する	担当課 みちづくり課
	【説明・内訳】 東京都苗木供給事業を活用し、植栽帯などに街路樹を植栽することにより路線のつながりが感じられる緑を演出した。 (平成25年度) ①市道第A-16号線【こぶし通り】ツツジ450本 ②市道第B-59号線【一ツ橋通り】ツツジ250本 ③市道第B-93号線【小平南高東通り】ツツジ100本 ④市道第B-96号線【小平南高西通り】ツツジ100本を新たに植栽した。		
取組3	名称	生垣による緑化	担当課 教育庶務課
	【説明・内訳】 万年塀を撤去し生垣等による緑化を推進した。 (平成24年度) 小平第一小学校西側の万年塀を撤去しベニカナメモチ330本を植栽した。生垣延長100m		
取組全体の課題整理と点検			
ツツジなどの低木を中心とした公共施設の緑化が進んでいる。また公共施設の建替え時には「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき接道緑化等が求められている。			
施策全体(CHECK)	一定の成果が上がっている		

(3) 重点施策の対応方針（ACTION）

1-5	公共施設の重点緑化
施策全体(ACTION)	東京都苗木供給事業を活用しながら、公共施設の植栽スペースを活用して緑化するとともに、引き続き道路や学校等の比較的長い区間の緑化により、切れ目なくつなげる緑を育てていく。
担当課	水と緑と公園課、みちづくり課、教育庶務課、その他公共施設管理担当課

1-6 オープンガーデンの推進と連携

(1) 重点施策の内容及び実施時期（PLAN）

1-6	オープンガーデンの推進と連携
施策内容 (PLAN)	ネットワーク沿いのオープンガーデンは多くの来訪者が期待できることから、オープンガーデンの新規開設支援を行います。また、オープンガーデンに関わるPR事業の充実を図ります。
担当課	産業振興課、水と緑と公園課、みちづくり課
実施時期	実施予定内容
前期	新規開設支援とPR事業の展開
中期	
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況（DO）及び課題整理と点検（CHECK）

1-6	オープンガーデンの運営支援			
みどりのネットワーク沿いでは、オープンガーデンの新規開設支援として園芸資機材の斡旋や提供等を検討します。				
実施(DO)	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）			
取組	名称	こだいらオープンガーデンマップを作成及び広報	担当課	産業振興課
	【説明・内訳】 小平市グリーンロード推進協議会の実施事業として、こだいらオープンガーデンマップを作成した。また、当協議会ホームページや、市報、市ホームページにて広報を行った。 (平成22年度)21箇所 10,000部作成 (平成23年度)21箇所 10,000部作成 (平成24年度)24箇所 15,000部作成 (平成25年度)25箇所 10,000部作成			
取組全体の課題整理と点検				
資材等の支援は行っていない。また、オーナー同士が交流できる場の提供が求められている。				
施策全体 (CHECK)	一部の成果が上がっている			

(3) 重点施策の対応方針（ACTION）

1-6	オープンガーデンの推進と連携
施策全体 (ACTION)	オープンガーデン新規開設は徐々に増加している。また、オーナー同士の交流会など、オーナー同士のつながりを深められるような意見交換の場を引き続き設けることで連携を図っていく。
担当課	産業振興課、水と緑と公園課、みちづくり課

2 施策方針：みどりを次代へ引き継ぐ

2-1 特別緑地保全地区等の指定

(1) 重点施策の内容及び実施時期（PLAN）

2-1	特別緑地保全地区等の指定
施策内容 (PLAN)	概ね前期中をめぐり、特に重要な樹林地を対象として特別緑地保全地区（都市緑地法）、歴史環境保全地域（東京における自然の保護と回復に関する条例）等の地域制緑地制度の適用により、緑地の保全を行います。中期以降は、緊急性や重要性に応じて、その他の樹林地について保全施策の適用を図ります。 なお、小平市が特別緑地保全地区を定める際には、緑地保全計画（都市緑地法第4条第2項第3項ロ）を策定し、みどりの基本計画の別冊として公表します。
担当課	水と緑と公園課
実施時期	実施予定内容
前期	重要な緑地の調査・適用制度の検討及び適用
中期	その他の重要な緑地の保全
後期	

(2) 方針や取組（PLAN）、実施状況（DO）及び課題整理と点検（CHECK）

2-1	特別緑地保全地区等の指定		
	特に重要な樹林地等は「都市緑地法」や「東京における自然の保護と回復に関する条例（東京都）」に基づき、保全を図ります。		
実施(DO)	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）		
	名称	特別緑地保全地区の指定	担当課
			水と緑と公園課
取組	【説明・内訳】 特に重要な樹林地の内、地権者の保全の意向が確認できた箇所につき特別緑地保全地区に指定した。 （平成22年度） ①上水新町一丁目特別緑地保全地区指定（平成23年2月9日都市計画決定 0.85ha） ②鈴木町一丁目特別緑地保全地区指定（平成23年2月9日都市計画決定 0.35ha） 合計2件 1.20ha （平成23年度） 小川町一丁目特別緑地保全地区指定平成24年3月30日都市計画決定0.18ha		
	取組全体の課題整理と点検		
	特別緑地保全地区の指定については、恒久的な緑地保全が担保される一方で、指定地の買取りが前提となり財源確保が必要となるほか、買取りの時期は土地所有者の事情により決まるため計画的取得が難しい。		
施策全体 (CHECK)	順調に成果が上がっている		

(3) 重点施策の対応方針（ACTION）

2-1	特別緑地保全地区等の指定
施策全体 (ACTION)	特別緑地保全地区の指定については指定地の買取りが前提となることなどから、所有者の意向や市の財政状況を踏まえながら、引き続き慎重に検討していく。 なお、みどりの基本計画の別冊としての公表については、東京都と協議し都市計画決定の告示手続きの中で縦覧に供し公表した。
担当課	水と緑と公園課

2-2 市民緑地制度の運用

(1) 重点施策の内容及び実施時期 (PLAN)

2-2	市民緑地制度の運用
施策内容 (PLAN)	市民緑地としての制度適用が可能な300 m ² 以上の樹林地を対象に、所有者と市民緑地契約を締結して、広く市民へ公開していきます。
担当課	水と緑と公園課
実施時期	実施予定内容
前期	モデル事業の実施
中期	モデル事業の検証、適用の拡大
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況 (DO) 及び課題整理と点検 (CHECK)

2-2	市民緑地制度の適用検討			
300m ² 以上のまとまった樹林地は都市緑地法に基づく市民緑地として保全し、市民に広く公開することを検討します。				
実施(DO)	前期実施状況 (平成22年度から平成25年度まで)			
取組	名称	市民緑地制度の適用検討	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】	市民緑地は、5年以上の契約期間を要し、所有者に制限が加わること、あるいは樹林部分を指定する場合には公開をすることにより全体的な現状保全が難しくなることなどの理由から慎重に検討している。		
取組全体の課題整理と点検				
比較的小規模で市街地に存在している樹林について、市民緑地制度を適用すると公開が原則であることから、人が自由に入り込むことによる樹木や林床への影響が危惧される。				
施策全体 (CHECK)	見込んだ成果が上がっていない			

(3) 重点施策の対応方針 (ACTION)

2-2	市民緑地制度の運用
施策全体 (ACTION)	比較的大規模な樹林や緑の骨格沿いの樹林については、特別緑地保全地区の指定等の検討が進んでおり、その推移を見極めるとともに土地所有者からの制度適用の意向が強くあった場合には、モデル的に導入することも含めて市民緑地の適用を検討する。
担当課	水と緑と公園課

2-3 保存樹林等の新規適用

(1) 重点施策の内容及び実施時期 (PLAN)

2-3	保存樹林等の新規適用
施策内容 (PLAN)	現行の市制度である保存樹林・保存竹林・保存樹木・保存生垣の新規適用を推進します。
担当課	水と緑と公園課
実施時期	実施予定内容
前期	地権者・市民へのPR事業の展開、新規指定の促進
中期	
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況 (DO) 及び課題整理と点検 (CHECK)

2-3-1	保存樹林・保存竹林制度の継続運用と制度改善		
樹林地、竹林は市制度に基づき保全を図るとともに、適用要件、保全活動支援策等を検討します。			
実施(DO)	前期実施状況 (平成22年度から平成25年度まで)		
取組	名称	小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例等による補助事業の実施 (保存樹林・保存竹林)	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 保存樹林及び保存竹林を対象に面積1㎡当たり8円の補助事業を実施した。 (平成25年度末の総量) ①保存樹林18箇所46,055㎡ (18件47,007㎡) 【前年比増減△952㎡】 ②保存竹林13箇所 9,227㎡ (14件 9,494㎡) 【前年比増減△267㎡】		
取組全体の課題整理と点検			
高木・巨木化した樹林の維持・管理については、市民や団体による保全活動だけでは限界にきている。			

2-3-2	保存樹木制度の継続運用と制度改善		
大木等は市制度に基づき保全を図るとともに、保全活動支援策等を検討します。			
実施(DO)	前期実施状況 (平成22年度から平成25年度まで)		
取組	名称	小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例等による補助事業の実施 (保存樹木)	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 1所有者1年間10本以内で1本当たり80,000円限度(2分の1補助)に剪定費補助事業を実施した。 (平成25年度末の総量) 保存樹木189件1,222本 (192件1,226本) 前年比増減 件数は▲3件 本数は▲4本】		
取組全体の課題整理と点検			
枯れてしまったり、近隣からの苦情や開発行為等により年々減少してきている。また、補助制度については、所有者等から実情に合った利用しやすい制度改善の要望もいただいている。			

2-3-3	取組方針	保存生垣制度の継続運用と制度改善	
	内容	良好な生垣は市制度に基づき保全を図るとともに、広く適用するために適用要件の緩和や、保全活動支援策等を検討します。	
実施(DO)	前期実施状況 (平成22年度から平成25年度まで)		
取組	名称	小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例等による補助事業の実施 (保存生垣)	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 生垣の長さ1m当たり300円の補助事業を実施した。 (平成25年度末の総量) 保存生垣60件 5389.3m (58件5208.1m) 前年比増減 2件増 解除1件 登録3件)】		
取組全体の課題整理と点検			
少しずつ保存生垣の延長は増えていることから、現行の補助事業については有効なものと呼べる。			
施策全体(CHECK)	一定の成果が上がっている		

(3) 重点施策の対応方針 (ACTION)

2-3	保存樹林等の新規適用
施策全体 (ACTION)	保存樹林、保存竹林及び保存樹木は概ね微減であるが、保存生垣については微増している、引き続き、各種補助制度を運用し新規適用を促進するためのPRを行っていくとともに、利用者の要望なども調査しながら、定期的の実績・効果を分析し適切な補助のあり方について研究と検討を重ねていく。
担当課	水と緑と公園課

2-4 屋敷林の保全手法の検討

(1) 重点施策の内容及び実施時期 (PLAN)

2-4	屋敷林の保全手法の検討
施策内容 (PLAN)	小平らしさの源泉の一つであり、まちのシンボルとなっている屋敷林は、市民が身近に親しみながら保全を図る手法について検討し、保全を図っていきます。 なお、東京都も屋敷林の重要性について認識していることから、東京都と緊密な連携を図りつつ検討を進めていきます。
担当課	水と緑と公園課
実施時期	実施予定内容
前期	保全制度の検討、保全手法の運用開始 屋敷林所有者・市民へ屋敷林の重要性についてPR事業の展開
中期	PR事業及び保全施策適用の継続
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況 (DO) 及び課題整理と点検 (CHECK)

2-4	屋敷林の保全手法の検討			
小平らしさの源泉のひとつである屋敷林の保全方策について、東京都と連携を図りながら検討します。				
実施(DO)	前期実施状況 (平成22年度から平成25年度まで)			
取組1	名称	屋敷林を構成している樹木について保存樹木制度の適用による保全支援の充実	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 屋敷林を構成する樹木には保存樹木に指定されているものもあり、隣地から10m以内に生えている保存樹木については剪定費用の補助対象となっている。			
取組2	名称	東京都区市町村合同で策定した「緑確保の総合的な方針」改定作業による検討	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 東京都区市町村合同で策定した「緑確保の総合的な方針」の改定作業の中で、東京都の屋敷林全体の情報を収集しながら保全手法を検討していく。			
取組全体の課題整理と点検				
比較的小規模な小平の屋敷林は住居に隣接して樹木が配置されている。その屋敷林の土地について市の買収が前提である特別緑地保全地区指定や屋敷林の公開が前提の市民緑地の保全策の適用は困難である。今後も引き続き東京都と連携を図りつつ検討していく。				
施策全体 (CHECK)	見込んだ成果が上がっていない			

(3) 重点施策の対応方針（ACTION）

2-4	屋敷林の保全手法の検討
施策全体 (ACTION)	保全手法の運用には至っていないが、既に屋敷林を構成する樹木の一部については、保存樹木としての剪定費用補助がされており、名木百選の制度による保全支援も検討している。現行の制度を運用・改善しながら、緑確保の総合的な方針との連携を図りつつ検討していく。
担当課	水と緑と公園課

2-5 郷土景観保全施策の検討

(1) 重点施策の内容及び実施時期（PLAN）

2-5	郷土景観保全施策の検討
施策内容 (PLAN)	新田開発に由来する農地、屋敷林などを含む貴重な郷土景観を後世へと伝えるための保全制度を検討し、総合的な保全策の展開を図ることを予定します。前期から各種調査の実施を開始し、その結果を受けて市民合意の形成に十分配慮を図りながら進めていきます。
担当課	まちづくり課、水と緑と公園課、産業振興課
実施時期	実施予定内容
前期	保全手法の検討
中期	市民合意の形成、保全手法の検討
後期	保全手法の展開

(2) 重点施策実現のための取組実施状況（DO）及び課題整理と点検（CHECK）

2-5	郷土景観保全施策の検討			
農地、屋敷林等からなる新田開発に由来する貴重な景観を、後世へと伝えていく保全制度を検討します。				
実施(DO)	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）			
取組1	名称	景観まちづくりセミナーの実施	担当課	まちづくり課
	【説明・内訳】 市内の景観に対する知識を共有し、市民との合意形成をはかることを目的として、景観まちづくりセミナーを実施した。 (平成23年度)全5回 延べ30名参加 (平成24年度)全4回 延べ29名参加 (平成25年度)全5回 延べ64名参加			
取組2	名称	屋敷林を構成している樹木について、保存樹木制度の適用状況の把握	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 平成24年度の屋敷林調査において、概ね樹木高10m以上の高木と中低木で構成された樹木群が存在する住居を抽出条件にしたところ22件の樹木群が対象とされ、その敷地内に185本の保存樹木が指定されていることが判明した。			
取組3	名称	農地管理推進月間を設定し農地の適正管理を実施	担当課	産業振興課
	【説明・内訳】 毎年度実施しているが、平成25年度は、市内8箇所の農地の適正管理について農業委員会が指導を行い、健全な営農による郷土的な景観を保全している。			

取組全体の課題整理と点検	
生産緑地面積は、年々減少しており新田開発に由来する短冊形の農地や屋敷林といった郷土景観が減少している。特に生産緑地に指定された農地については、そのすべてを買取りすることは難しい。	
施策全体 (CHECK)	見込んだ成果が上がっていない

(3) 重点施策の対応方針 (ACTION)

2-5	郷土景観保全施策の検討
施策全体 (ACTION)	都市農地を維持保全するためには、まずは営農の支援が重要であるが、相続などで営農が継続できない等の理由により減少している生産緑地を全て市が買い取ることも困難である。そこで、特に郷土性が高い地域についての保全手法を検討するとともに、東京都や国に対して、積極的に買取ることができるよう、補助制度の創設を要望していく。
担当課	まちづくり課、水と緑と公園課、産業振興課

2-6 小平の名木の選定と育成

(1) 重点施策の内容及び実施時期 (PLAN)

重点施策	2-6 小平の名木の選定と育成
施策内容 (PLAN)	大木、古木、由緒のある木、まちかどの景観木などを名木として選定し、後世へと伝えていきます。名木の選定にあたっては広く市民の推薦をもとに、樹木医などからなる委員会を組織して選定することを予定します。選定された名木は定期的な樹勢診断と保護育成事業を実施して、良好な状態を保つようにしていきます。
担当課	水と緑と公園課
実施時期	実施予定内容
前期	選定手法の検討及び名木の選定、保護育成指針の検討
中期	名木の診断及び保護育成事業、PR事業の展開
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況 (DO) 及び課題整理と点検 (CHECK)

2-6	小平の名木の選定と育成		
大木、古木、由緒のある木等を大切に守り育て後世へと伝えていくために、名木として選定し、育成を図ります。			
実施(DO)	前期実施状況 (平成22年度から平成25年度まで)		
取組	名称	こだいら名木百選の指定	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 市制施行50周年記念事業として実施した。公募市民及び学識経験者で構成された選定委員会を8回開催し、選定基準及び募集要項を決定し名木を指定した。 (平成24年度～平成25年度)①市民応募件数48件 ②委員会推薦件数27件 ③選定対象75件 ④選定件数55件 ⑤名木指定 (所有者の同意) 51件 (248本) ⑥平成26年3月に「こだいら名木百選マップ」10,000部を作成し発行した。		
取組全体の課題整理と点検			
市民参加により名木の選定及び指定ができた。指定された名木の中には古木もあり、今後、名木を良好な状態に保てるような支援策も重要となってくる。			
施策全体 (CHECK)	順調に成果が上がっている。		

(3) 重点施策の対応方針 (ACTION)

2-6	小平の名木の選定と育成
施策全体 (ACTION)	前期期間に「こだいら名木百選」の指定ができた。今後、保存樹木の剪定費補助との均衡を図りながら指定された名木の支援策を検討していく。
担当課	水と緑と公園課

3 施策方針：どこからでもみどりが見える

3-1 身近なビオトープづくり

(1) 重点施策の内容及び実施時期 (PLAN)

3-1	身近なビオトープづくり
施策内容 (PLAN)	小平市内全域のビオトープ化をめざして、ビオトープづくりのモデルプラン検討、手引書作成など、ビオトープづくりを支援する事業を行います。水はビオトープに必ず必要なものではなく、草地、砂地、石積み、朽ち木積み、落ち葉プール、立ち枯れた木など、身近な素材、小さな空間で動植物の多様性の向上を図る手法が多くあります。これらの小平に適した手法の普及を広く図っていきます。
担当課	水と緑と公園課、教育庶務課
実施時期	実施予定内容
前期	事業内容・モデルプランの検討、モデル事業の実施
中期	モデル事業の検証、支援事業の実施、ビオトープの普及
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況 (DO) 及び課題整理と点検 (CHECK)

3-1-1	身近なビオトープづくり			
小平市の全域が動植物と優しく共生するビオトープとなるように、市民の身近なビオトープづくりを支援します。				
実施(DO)	前期実施状況 (平成22年度から平成25年度まで)			
取組1	名称	身近なビオトープづくりの検討	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 平成25年度において、市民自らが自宅の庭やベランダなどの身近な場所でビオトープづくりができるように、そのヒントや手法を記載したリーフレット作成について検討し、次年度より編集委員会が組織できるよう関係者と調整を行った。			
取組2	名称	プール水槽のヤゴ救出作戦の実施	取りまとめ担当課	教育庶務課
	【説明・内訳】 市立小学校において、プール水槽の発生したヤゴを捕獲し校内のビオトープや池などに放した。 (平成24年度)小平市立小学校13校で5月から6月までにプール清掃にともない実施 (平成25年度)小平市立小学校13校で5月から6月までにプール清掃にともない実施			
取組全体の課題整理と点検				
身近なビオトープにつながっていく取組は行われているが、身近なビオトープの考え方を明確にする意味でも、学識経験者や見識をもたれた市民の協力を得て検討をする必要がある。				
3-1-2	森のビオトープづくり			
雑木林や公園・公共施設の一角に、朽木積み、切り株、落ち葉プール等の小動物の生息空間となる施設を設置します。				

実施(DO)	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）		
取組1	名称	森のビオトープの運営及び支援	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 樹林保全団体と連携して森のビオトープを運営した。 上水新町1丁目特別緑地保全地区で、発生した丸太を組んだプール（2箇所）に落葉を入れ、2年越しで腐葉土を作り市民配布している。 ※東日本大震災以降、平成23年度から平成25年度までは東京都の指導に従い配布を自粛した。		
取組2	名称	学校敷地に隣接した雑木林の整備活用	担当課 教育庶務課
	【説明・内訳】 小平第三小学校近くの保存樹木や既存の竹林を活かし玉川上水の緑との連続性を維持し小動物の生息空間を創出した。		
取組全体の課題整理と点検			
雑木林の保全で発生した落葉が腐葉土となって、カブトムシの幼虫等が生息している。また玉川上水沿いの緑地を活かした小動物の生息空間に配慮した取組が行われつつある。			
施策全体(CHECK)	一定の成果が上がっている		

(3) 重点施策の対応方針（ACTION）

3-1	身近なビオトープづくり
施策全体(ACTION)	学識経験者や見識をもつ市民公募員で構成された検討組織により事業内容を検討しながら、身近なビオトープの目的に沿ったモデルプランを実施する必要がある。また東日本大震災による落葉剪定枝の利用自粛等の取扱いについては、今後も国及び東京都の取扱方針の経過を把握していく必要がある。
担当課	水と緑と公園課、教育庶務課

3-2 公園いきいきリニューアル

(1) 重点施策の内容及び実施時期（PLAN）

3-2	公園いきいきリニューアル
施策内容(PLAN)	環境の変化にともない役割の低下した既設公園を対象に、動植物が豊かな自然と親しむ空間や多くの市民が集う憩える空間など、公園のいきいきとした魅力を引き出すために、身近な公園のリニューアルを行います。再整備の計画は、ワークショップなどを通じて市民協働の中で検討を行います。
担当課	水と緑と公園課
実施時期	実施予定内容
前期	年間1公園程度、事業期間中に計10公園程度のリニューアルの実施
中期	
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況（DO）及び課題整理と点検（CHECK）

3-2	公園いきいきリニューアル
既設公園を対象に、動植物が豊かな自然と親しむ空間や多くの市民が集う憩える空間など、公園のいきいきとした魅力を引き出すために、市民協働により身近な公園のリニューアルを行います。	

実施(DO)	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）		
取組	名称	小規模公園リニューアル	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 小規模公園リニューアル事業の中で、市民が親しみ集えるように四季折々に花を咲かす植栽や整備をおこなった。 (平成22年度)2公園実施 ①天神さくらそう公園 サクラソウ等263株 ②すみれ公園 パンジー・ビオラ等206株 (平成23年度)2公園実施 ①小川東第4公園 ヒガンバナ・リンドウ等600株・樹木4本 ②くぬ木公園 ノカンゾウ・ホタルブクロ等100株 (平成24年度)1公園実施 小川第1南公園 ナンテン・ヤマブキ等5本 (平成25年度)1公園実施 花南第4公園 クルメツツジ等40株		
取組全体の課題整理と点検			
多くの市民が親しみ集うような魅力を引き出すためにも、公園のリニューアルや維持管理における地域住民等の協力が必要である。			
施策全体(CHECK)	順調に成果が上がっている		

(3) 重点施策の対応方針 (ACTION)

3-2	公園いきいきリニューアル
施策全体(ACTION)	引き続き、東京都苗木供給事業等を活用し推進するとともに、地域住民等に対し維持管理の協力をいただけるよう働きかけを行なっていく。
担当課	水と緑と公園課

3-3 花とみどりの公共施設づくり

(1) 重点施策の内容及び実施時期 (PLAN)

3-3	花とみどりの公共施設づくり
施策内容(PLAN)	<p>市が管理する公共施設を対象に、整備可能な箇所について沿道部の緑化を実施します。沿道部に限らず、学校敷地を活用した児童生徒・市民参加による花壇整備、公共施設用地内の活用可能な敷地の緑被地化、新設施設の屋上緑化など、総合的手法により緑化を行います。整備に際しては、屋敷林などに代表される小平の気候風土の中で培われてきた自然と共生する暮らしの知恵を活かし、地球環境問題に配慮しながら郷土的な緑化手法・緑化資材を用いることを心がけます。</p> <p>線路と接している道路は、長い延長を有しており緑化の効果が高いことから、その歩道部や鉄道の敷地について鉄道事業者と協働で緑化を進める方策を検討し、みどりの帯の形成をめざします。</p> <p>事業は市民や事業者と協働で実施することも検討し、モデル事業の効果を検証しながら広く適用を図っていきます。</p>
担当課	水と緑と公園課、みちづくり課、環境保全課、たてもの整備課、教育庶務課、その他公共施設管理担当課
実施時期	実施予定内容
前期	事業計画・モデルプランの検討、モデル事業の実施
中期	モデル事業の検証、事業計画に基づいた事業の実施
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況 (DO) 及び課題整理と点検 (CHECK)

3-3	花とみどりの公共施設づくり			
小平市が管理する公共施設は、沿道部の生垣化、敷地内の植栽地化、花壇の整備等を市民との協働で進めます。				
実施(DO)	前期実施状況 (平成22年度から平成25年度まで)			
取組1	名称	市有樹林での児童による樹木植栽の実施	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 教育委員会及び小平商工会との協賛事業により、市有樹林での児童による樹木植栽を実施した。 (平成22年度) 上水新町の市有樹林地内で、小平第十二小学校児童64名によりクヌギ16本コナラ65本を植栽した。			
取組2	名称	ボランティアによる公園の花植え活動の支援	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 公園の市民ボランティアによる花植え活動の支援として花株を配布した。 (平成22年度) 4公園1緑地実施 ①小平グリーンロード親水公園②小川緑地③鎌倉街道公園④御幸町公園⑤あかしあ公園で実施した。【春季：ヒメガマ他285株、冬季：パンジー他240株】 (平成23年度) 3公園1緑地実施 ①小川緑地②御幸町公園③あかしあ公園④せきれい公園で実施した。【春季：マリーゴールド他236株、冬季パンジー他860株】 (平成24年度) 4公園実施 ①御幸町公園②鎌倉街道公園③せきれい公園④上水公園で実施した。【春季：マリーゴールド他1,333株、冬季：パンジー他880株】 (平成25年度) 6公園実施 ①御幸町公園②鎌倉街道公園③大けやき道公園④あかしあ公園⑤せきれい公園⑥上水公園で実施した。【春季：サルビア他1,430株、冬季：パンジー他1,340株】 延べ17公園2緑地に6,604株の花植え支援			
取組3	名称	企業との協働による公園等整備	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 企業との協働による公園等整備を実施した。 ①西武鉄道との協働による小平駅南口ロータリー花壇花植え (平成24年度) 2回 (平成25年度) 2回 ②東日本旅客鉄道株式会社との協働による公園整備 (平成24年度) つつじ公園にツツジ1,500本植栽 参加ボランティア総数155人			
取組4	名称	市内公共施設への花苗及びプランター等配布	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 (平成23年度) 第55回全日本花いっぱい小平大会 (平成24年5月実施) に向けた公共施設等の緑化を実施した。 ①53施設へプランター642個及び花苗10,716株を配布②プランターベンチの設置 (東部市民センター5基、小平駅南口自転車駐車場東側5基) ③小平駅南口ロータリー花壇に花苗8,200株を植栽 (平成24年度) 4月及び11月に花苗を配布 (85施設×2回、花苗32,380株)			
取組5	名称	駅前広場等の花壇整備	担当課	みちづくり課
	【説明・内訳】 市民との協働により駅前広場等の花壇などを整備した。 (平成25年度) 小平駅南口ロータリー内の花壇を市民ボランティア等の協力により整備している。花植えは、市民・団体・企業の協働により6月・11月に実施した。			

取組 6	名称	公共施設への緑のカーテンの設置	担当課	環境保全課
	【説明・内訳】 緑化の推進に併せ、夏の日差しを和らげ、室内の温度の上昇を抑え省エネルギー効果もある、緑のカーテンの設置を施設担当課に要請し、設置可能な公共施設にゴーヤの種を配布した。 実施した公共施設数 (平成22年度)14施設 (平成23年度)42施設 (平成24年度)48施設 (平成25年度)52施設			
取組 7	名称	公共施設整備にともなう敷地内緑化の実施	担当課	たてもの整備課
	【説明・内訳】 公共施設の敷地内緑化(樹木植栽) (平成24年度)①小川町一丁目地域センター・児童館 176㎡ ②小平第三小学校 191㎡			
取組 8	名称	学校支援ボランティアによる花壇整備の支援	担当課	生涯学習推進課
	【説明・内訳】 小平市立各小・中学校のニーズに応じた学校支援ボランティア養成講座を受講したボランティアによる学校内の花壇整備活動等に対する支援を実施した。 小平市立各小・中学校における花植えなどのボランティア養成講座実施校 (平成22年度)11校 (平成23年度)11校 (平成24年度)15校 (平成25年度)16校			
取組全体の課題整理と点検				
法令に基づく緑化義務も含め、企業や市民ボランティアの自主性に基づく公共施設への多様な緑化の取組が行われている。				
施策全体 (CHECK)	順調に成果が上がっている			

(3) 重点施策の対応方針 (ACTION)

3-3	花とみどりの公共施設づくり
施策全体 (ACTION)	引き続き、多くの市民が利用する公園や公民館等の公共施設での花とみどりによる緑化の取組みを実施していく。また小平駅南口ロータリー花壇花植えなどのように、市民・事業者・行政が一体となった多様な主体による取組を今後も実施していく。
担当課	水と緑と公園課、みちづくり課、環境保全課、たてもの整備課、教育庶務課、その他公共施設管理担当課

3-4 みどりの学校づくり

(1) 重点施策の内容及び実施時期 (PLAN)

3-4	みどりの学校づくり
施策内容 (PLAN)	小学校・中学校の敷地内または隣接地に、小平の歴史ある森づくりの知恵を子どもたちに伝えながら、ふるさと意識の向上と環境教育に配慮した思い出に残る森づくりを行います。さらに、次代を担う子どもたちが花や生きものと親しむことで豊かな情操を育むことができるように、学校外周の生垣整備や花壇の設置、果実のなる木の植栽、畑での作物づくりなどの手法で学校の緑化を推進し、日常的な観察・収穫を通じての食育や環境教育などの場として活用することで、郷土愛を育むことのできる質の高いみどりの空間づくりを進めます。みどりの学校づくりは、学校の教育プログラムを配慮して各校の希望に基づいて実施を進めていきます。
担当課	教育庶務課、水と緑と公園課
実施時期	実施予定内容
前期	事業計画・モデルプランの検討、モデル事業の実施
中期	モデル事業の検証、各校の希望に基づいた事業の実施
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況（DO）及び課題整理と点検（CHECK）

3-4	みどりの学校づくり		
<p>小学校・中学校の敷地内または隣接地に、小平の歴史ある森づくりの知恵を子どもたちに伝えながら、ふるさと意識の向上と環境教育に配慮した緑化を推進します。</p>			
実施(DO)	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）		
取組1	名称	生垣による緑化	担当課 教育庶務課
	<p>【説明・内訳】 万年塀を撤去し生垣等による緑化を推進した。 (平成24年度) 小平第一小学校西側の万年塀を撤去し、ベニカナメモチ330本延長100mを植栽した。</p>		
取組2	名称	学校教育に活用できる敷地内緑化の推進	担当課 教育庶務課
	<p>【説明・内訳】 学校の隣接地もしくは敷地内に学校教育に活用できる緑化を推進した。 (小平第三小学校近くの雑木林の活用) 平成22年度より整備内容を検討し、平成23年度用地取得、平成24年度に雑木林を竹林を含む緑地として整備した。</p>		
取組3	名称	みどりの資源を活用した環境教育の充実	取りまとめ担当課 指導課
	<p>(説明・内訳) 新学習指導要領の実施に伴い、社会科、理科、生活科、技術・家庭科、体育科、道徳、総合的な学習の時間の授業において、学校の植栽や池の有無など、学校施設の状況に応じながら環境教育の充実した授業を展開している。</p>		
取組全体の課題整理と点検			
<p>学校敷地の外周部の生垣設置などは比較的長い距離となることから、見えるみどりとしては効果的な緑化である。また学習指導要領に基づく学校の環境教育については、各学校の特色に応じて展開されている。</p>			
施策全体(CHECK)	一定の成果が上がっている		

(3) 重点施策の対応方針（ACTION）

3-4	みどりの学校づくり		
施策全体(ACTION)	<p>学校敷地内緑化や外周部の生垣化については引き続き実施していく。環境教育については学習指導要領に基づく各学校の取組がされており、モデル化が可能な取組については情報交換等を行いながら教育課程に配慮し実施していく。</p>		
担当課	教育庶務課、水と緑と公園課		

3-5 都市計画公園の整備促進

(1) 重点施策の内容及び実施時期 (PLAN)

3-5	都市計画公園の整備促進
施策内容 (PLAN)	都市計画公園については、東京都が区市町と合同で平成18年3月に策定した都市計画公園・緑地の整備方針に基づき、計画的に整備を行っていきます。2ha以上の都市計画公園区域内の生産緑地地区等については、公園用地として取得することを検討し、利用可能な敷地については、地権者の合意を得たうえでオープンスペースとしての開放や、市民農園等としての利用を検討します。
担当課	水と緑と公園課
実施時期	実施予定内容
前期	
中期	用地取得及び暫定開放についての検討
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況 (DO) 及び課題整理と点検 (CHECK)

3-5	都市計画公園の整備促進		
地区の核となる公園の用地取得等の検討をすすめ、都市計画公園の整備を促進します。			
実施(DO)	前期実施状況 (平成22年度から平成25年度まで)		
取組1	名称	都市計画公園・緑地の整備方針改定による検討	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 東京都及び区市町合同で作成した都市計画公園・緑地の整備方針改定の中で検討した。 (平成23年度) 小川町区画整理記念公園2,300㎡を優先整備区域とした。		
取組2	名称	都市計画公園の整備	担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 計画期間に整備された都市計画公園 ①せきれい公園1,500㎡ (平成23年7月1日開園) ②きつねっばら公園8,263㎡ (平成23年7月1日開園) ③小川町区画整理記念公園2,299㎡ (平成24年3月5日開園) 合計 3公園12,062㎡		
取組全体の課題整理と点検			
平成25年度末現在の市が整備すべき都市計画公園の整備率は約43%である。また、都市計画公園の整備には巨額の財源が必要となることから、優先的に整備すべき公園を定め、財政状況を踏まえながら計画的に事業を推進していく必要がある。			
施策全体 (CHECK)	一定の成果が上がっている		

(3) 重点施策の対応方針 (ACTION)

3-5	都市計画公園の整備促進
施策全体 (ACTION)	土地区画整理事業などによる都市計画公園の整備のほか、東京都が平成27年度に改正を進めている「緑確保の総合的な方針」により都市計画公園内の生産緑地などの緑を活かした都市計画公園整備を検討していく。また、平成29年度改定を予定している「都市計画公園・緑地の整備方針」の中でも計画的な整備に向けた取組について研究していく。
担当課	水と緑と公園課

4 施策方針：質の高いみどりを育てる

4-1 市民による森のカルテづくり

(1) 重点施策の内容及び実施時期（PLAN）

4-1	市民による森のカルテづくり
施策内容 (PLAN)	雑木林の環境と動植物の資源性などの実態を把握した森のカルテを作成するために、植生調査をはじめとした各種調査を行います。また、動植物や環境に関する調査で市民による調査実施が可能な分野は、市民団体による継続した調査も行います。これらの調査結果は、雑木林の保全や活用、森の再生手法を検討するための基礎資料などとして活用します。
担当課	水と緑と公園課
実施時期	実施予定内容
前期	公有林・保存樹林を対象に森のカルテづくりを実施
中期	その他の重要な樹林を対象とした森のカルテづくりを実施
後期	動植物・環境に関する継続調査の実施

(2) 重点施策実現のための取組実施状況（DO）及び課題整理と点検（CHECK）

4-1	市民による森のカルテづくり
雑木林の環境と動植物の資源性を把握し、より良い姿の実現に向けての森のカルテづくりを進めます。	
実施(DO)	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）
取組1	名称 市民による森のカルテづくりガイドブックの作成 担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 (平成22年度～平成24年度)森のカルテ作成準備委員会を組織し、森の調査方法と調査結果を記載する樹林台帳としての森のカルテの作成方法を示したガイドブックを作成した。さらに、市民公募した第1次雑木林調査隊との6回の森の調査結果を反映し、実例を取入れた、より分かりやすいガイドブックを市民とともに改訂した。
取組2	名称 森のカルテづくりの実施 担当課 水と緑と公園課
	【説明・内訳】 (平成25年度)森のカルテ作成準備委員会を解散し、新たに森のカルテづくりアドバイザーといった学識経験者を派遣する方式とし、そのアドバイザーと新たに市民公募した第2次雑木林調査隊により、上水本町にある保存樹林で森のカルテづくりを実施した。そして、平成25年度は森のカルテづくりを4回実施し、調査結果を市ホームページに掲載し市民に情報発信するとともに、保全活動や自然に配慮した丁寧な保全業務に活かした。
取組全体の課題整理と点検	
市民参加による市民が見やすく興味を持てる森のカルテが作成されている。この森のカルテは、みどりの骨格沿いのなどの重要な樹林のうち、地権者の協力が得れる樹林について2年毎に作成する予定である。	
施策全体 (CHECK)	順調に成果が上がっている

(3) 重点施策の対応方針（ACTION）

4-1	市民による森のカルテづくり
施策全体 (ACTION)	引き続き、2年ごとに森のカルテづくりを行う雑木林調査隊を市民公募し、調査隊と森のカルテづくりアドバイザーとともに森を調査を実施、森のカルテ作成及び活用をしていく。
担当課	水と緑と公園課

4-2 雑木林のクオリティアップ

(1) 重点施策の内容及び実施時期 (PLAN)

4-2	雑木林のクオリティアップ
施策内容 (PLAN)	雑木林は、密に枝葉が繁り樹高が高くなり過ぎたり、常緑樹が増加するなどにより、武蔵野らしさが失われてきています。雑木林を維持するために、かつては15～20年間隔で萌芽更新が行われてきました。萌芽更新は切り株への日照が必要なため皆伐萌芽更新を基本としますが、小面積となった雑木林を一定面積皆伐することは慎重に行う必要があります。このような雑木林を早急に再生するとともに、市民が主体となって育成管理を行う手法を検討・試行し、手引書として取りまとめます。
担当課	水と緑と公園課
実施時期	実施予定内容
前期	育成管理手法の検討・試行、手引書（育成管理指針）の取りまとめ
中期	すべての雑木林への適用、必要に応じて育成管理指針の改定
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況 (DO) 及び課題整理と点検 (CHECK)

4-2	雑木林のクオリティアップ								
雑木林をよりよい姿へと再生するために、育成管理手法を検討して手引書を取りまとめます。									
実施(DO)	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）								
取組1	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>萌芽更新を含む雑木林の育成管理</td> <td>担当課</td> <td>水と緑と公園課</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 【説明・内訳】 特別緑地保全地区及び保存樹林において、萌芽更新を含む育成管理を行い、雑木林の若返りに取組んでいる。 萌芽更新伐採数 （平成22年度）109本（平成23年度）68本（平成24年度）61本（平成25年度）72本 </td> </tr> </table>	名称	萌芽更新を含む雑木林の育成管理	担当課	水と緑と公園課	【説明・内訳】 特別緑地保全地区及び保存樹林において、萌芽更新を含む育成管理を行い、雑木林の若返りに取組んでいる。 萌芽更新伐採数 （平成22年度）109本（平成23年度）68本（平成24年度）61本（平成25年度）72本			
	名称	萌芽更新を含む雑木林の育成管理	担当課	水と緑と公園課					
【説明・内訳】 特別緑地保全地区及び保存樹林において、萌芽更新を含む育成管理を行い、雑木林の若返りに取組んでいる。 萌芽更新伐採数 （平成22年度）109本（平成23年度）68本（平成24年度）61本（平成25年度）72本									
取組2	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>伐採された区域への低木の植栽</td> <td>担当課</td> <td>水と緑と公園課</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 【説明・内訳】 雑木林の外縁部の伐採された区域に、樹木の生育と景観の保持を目的に低木を植栽した。 （平成22年度）4箇所の保存樹林内にヤマツツジ218本を植栽 （平成24年度）1箇所の保存樹林内にヤマツツジ 56本を植栽 （平成25年度）3箇所の保存樹林内にヤマツツジ350本を植栽 </td> </tr> </table>	名称	伐採された区域への低木の植栽	担当課	水と緑と公園課	【説明・内訳】 雑木林の外縁部の伐採された区域に、樹木の生育と景観の保持を目的に低木を植栽した。 （平成22年度）4箇所の保存樹林内にヤマツツジ218本を植栽 （平成24年度）1箇所の保存樹林内にヤマツツジ 56本を植栽 （平成25年度）3箇所の保存樹林内にヤマツツジ350本を植栽			
	名称	伐採された区域への低木の植栽	担当課	水と緑と公園課					
【説明・内訳】 雑木林の外縁部の伐採された区域に、樹木の生育と景観の保持を目的に低木を植栽した。 （平成22年度）4箇所の保存樹林内にヤマツツジ218本を植栽 （平成24年度）1箇所の保存樹林内にヤマツツジ 56本を植栽 （平成25年度）3箇所の保存樹林内にヤマツツジ350本を植栽									
取組3	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>どんぐりの里親制度と連携した保存樹林等の若返り</td> <td>担当課</td> <td>水と緑と公園課</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 【説明・内訳】 小学校とNPO法人の連携により市内保存樹林で発生したどんぐりを苗木に育て、保存樹林に戻していく「どんぐりの里親制度」を展開している。 （平成24年度） こだいらグリーンフェスティバルでの「どんぐり里親制度PRセレモニー」にて、近隣小学校（小平第十二小学校、小平第十五小学校、上宿小学校）へ苗木を受け渡した。 </td> </tr> </table>	名称	どんぐりの里親制度と連携した保存樹林等の若返り	担当課	水と緑と公園課	【説明・内訳】 小学校とNPO法人の連携により市内保存樹林で発生したどんぐりを苗木に育て、保存樹林に戻していく「どんぐりの里親制度」を展開している。 （平成24年度） こだいらグリーンフェスティバルでの「どんぐり里親制度PRセレモニー」にて、近隣小学校（小平第十二小学校、小平第十五小学校、上宿小学校）へ苗木を受け渡した。			
	名称	どんぐりの里親制度と連携した保存樹林等の若返り	担当課	水と緑と公園課					
【説明・内訳】 小学校とNPO法人の連携により市内保存樹林で発生したどんぐりを苗木に育て、保存樹林に戻していく「どんぐりの里親制度」を展開している。 （平成24年度） こだいらグリーンフェスティバルでの「どんぐり里親制度PRセレモニー」にて、近隣小学校（小平第十二小学校、小平第十五小学校、上宿小学校）へ苗木を受け渡した。									
取組全体の課題整理と点検									
樹木の萌芽更新や補植による雑木林の若返りを進めている。また、雑木林の外縁部の伐採跡に雑草が繁茂することから低木を植栽することで雑草を防ぐとともに、樹林の多階層構造に配慮しながら景観を保持していくことが必要である。									
施策全体 (CHECK)	一部の成果が上がっている								

(3) 重点施策の対応方針 (ACTION)

4-2	雑木林のクオリティアップ
施策全体 (ACTION)	樹木伐採による萌芽更新や補植による雑木林の若返りの取組が実施されているが、育成管理の手引書作成には至っていない。引き続き、質の高い雑木林を目ざし多様な保全の取組を行い、平成26年度に東京都環境局が公表した「保全活動ガイドライン」や市が作成した「公共施設における植生管理ガイドブック」等を参考にしながら雑木林のクオリティアップを実践し管理手法について検討していく。
担当課	水と緑と公園課

4-3 みどりのクオリティアップ

(1) 重点施策の内容及び実施時期 (PLAN)

4-3	みどりのクオリティアップ
施策内容 (PLAN)	公園、用水路、道路、学校、地域センターなど小平市が管理する公共施設のみどりは、場所によって毎年強剪定するなど画一的な管理が行われていることが指摘され、改善が求められています。公共施設のみどりは、小平のみどり豊かなイメージをけん引する役割を持つものとしての認識に立ち、質を高く維持するための育成管理手法を検討・試行し、手引書として取りまとめます。
担当課	水と緑と公園課、全公共施設管理担当課
実施時期	実施予定内容
前期	育成管理手法の検討・試行、手引書（育成管理指針）の取りまとめ
中期	すべての公共施設への適用、必要に応じて育成管理指針の改定
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況 (DO) 及び課題整理と点検 (CHECK)

4-3	みどりのクオリティアップ			
小平市が管理する公園、用水路、道路、公共施設等のみどりの質を高く維持していくために、育成管理手法を検討して手引書を取りまとめます。				
実施(DO)	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）			
取組1	名称	公共施設における植生管理ガイドブックの作成	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 公共施設における魅力あるみどり空間の創出や公共施設にあった植生管理のために、平成21年度に作成された「公共施設における植生管理ガイドブック」を活用し、必要に応じて改定する。			
取組2	名称	緑道の植生改良の実施	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 (平成22年度)彫刻の谷緑道植生改良。狭小の敷地に高木が繁茂していることから植生の改良を実施した。内容は、高木の伐採と剪定をするとともに、周辺との景観と調和した低木中心の樹種を選定し、360本の苗を植栽したものである。			
取組3	名称	公園の植生改良の実施	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 (平成25年度)花期の長い花木や樹木の下で集い花を見ることが出来る樹木について、樹形に配慮したり、花芽を残した剪定を一括実施した。 ①サルスベリ 47公園142本 ②藤棚 66公園 1830.6㎡			
取組全体の課題整理と点検				
幅員が狭い用水路や道路、住宅に隣接した公園、植栽地が狭い公共施設もしくは日照の善し悪し等といったさまざまな環境や形態での植生管理が必要とされている。				

施策全体 (CHECK)	一定の成果が上がっている
--------------	--------------

(3) 重点施策の対応方針 (ACTION)

4-3	みどりのクオリティアップ
施策全体 (ACTION)	市が作成した「公共施設における植生管理ガイドブック」により公共施設の植栽環境に合わせた取組を引き続き実施していく。また、同ガイドブックについては、必要に応じて改定していく。
担当課	水と緑と公園課、全公共施設管理担当課

4-4 みどりのリサイクルの推進

(1) 重点施策の内容及び実施時期 (PLAN)

4-4	みどりのリサイクルの推進
施策内容 (PLAN)	公共施設や雑木林の育成管理作業から生じる剪定枝葉などは、ごみとしての排出を少なくする体制を整えて、チップ、堆肥、炭等に加工し活用します。リサイクル材は、雑木林への敷設、用水の水質改善への利用、市民への配布などを行います。
担当課	水と緑と公園課、ごみ減量対策課、全公共施設管理担当課
実施時期	実施予定内容
前期	発生量の予測、リサイクル手法及び樹林地・市民への還元手法の検討及び試行
中期	処理可能量に応じて順次適用施設・適用範囲の拡大
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況 (DO) 及び課題整理と点検 (CHECK)

4-4	みどりのリサイクルの推進			
公園、公共施設、雑木林等から発生する剪定枝葉を、チップ、堆肥、炭等にリサイクルして緑地等に還元します。				
実施(DO)	前期実施状況 (平成22年度から平成25年度まで)			
取組1	名称	剪定枝のチップ化によるリサイクル	担当課	ごみ減量対策課
	【説明・内訳】 剪定枝をチップ化しリサイクルを推進した。 (平成22年度)50t (平成23年度)58t (平成24年度)53t (平成25年度)52t 平成14年度からの累積 1,096t ※上記には、市民から排出された剪定枝を含む。 ※平成23年8月からは放射能対策に係る国からのたい肥原料の流通自粛要請があり、リサイクルセンター施設内で保管している。			
取組2	名称	公園、雑木林等から発生する剪定枝葉のリサイクル	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 樹林公園などでは伐採木を公園内で活用したり、職員が剪定した枝をリサイクルセンターに搬入しチップ化したりしているが、東日本大震災以降は剪定枝の落ち葉や腐葉土としての流通自粛により活用されていない。			
取組全体の課題整理と点検				
東日本大震災以降は、剪定枝の落ち葉による腐葉土の流通自粛により、剪定枝のチップの活用ができない状況である。				
施策全体 (CHECK)	見込んだ成果が上がっていない			

(3) 重点施策の対応方針 (ACTION)

4-4	みどりのリサイクルの推進
施策全体 (ACTION)	剪定枝の落ち葉による腐葉土の流通自粛解除がされた場合には、従前の取組を復活するとともに、引き続きチップや堆肥以外の加工と活用方法を検討する。
担当課	水と緑と公園課、ごみ減量対策課、全公共施設管理担当課

5 施策方針：みどりを市民が支える

5-1 市民連絡協議会等の設立支援

(1) 重点施策の内容及び実施時期 (PLAN)

5-1	市民連絡協議会等の設立支援
施策内容 (PLAN)	小平のみどりのことを総合的な視点から考え、行動するための活動基盤として、市民・事業者・行政の三者協働を基本に、市内の大学等学校関係者、農業・造園・園芸関係者等から構成される協議会の設立及び運営の支援を行います。この組織が自立して活動が可能となった際には、NPO等としての法人化、緑地管理機構の認定取得、指定管理者としての活動など、将来的に幅広い活動範囲が想定されます。これらの活動を通じて、市民参加の促進、参加意欲の向上、知識や技術の向上、普及啓発の促進を図っていきます。
担当課	水と緑と公園課、産業振興課
実施時期	実施予定内容
前期	協議会設立準備、協議会の設立
中期	協議会の運営支援
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況 (DO) 及び課題整理と点検 (CHECK)

5-1	市民連絡協議会等の設立支援			
小平市のみどりの総合的な活動基盤であり情報センターとなる、市民、事業者、大学等学校関係者、行政等から構成される協議会等の設立支援を行います。				
実施(DO)	前期実施状況 (平成22年度から平成25年度まで)			
取組1	名称	みどりイベントに関わるみどり関係団体の情報収集	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 平成23年度に開催された第55回全日本花いっぱい小平大会に参加した団体との連携を強める中、こだいらグリーンフェスティバルの運営委員会に、新たに3団体が加入した。			
取組2	名称	小平市グリーンロード推進協議会の運営支援	取りまとめ担当課	産業振興課
	【説明・内訳】 平成10年度に設立された。市、企業、大学、東京むさし農業協同組合、小平商工会が協力し、市民が主体となり、小平グリーンロード沿いの公園等で草花の植栽、保護活動、イベントの開催、小平市のPR活動等を行っている。			
取組全体の課題整理と点検				
第55回全日本花いっぱい小平大会を契機に、市民・事業者・行政が一体となった取組みが行われているが、単独イベントでの連携にとどまっている。また、みどり関係団体の設立趣旨の違いや構成員の高齢化などの理由により市民連絡協議会等の設立支援には至っていない。				
施策全体 (CHECK)	見込んだ成果が上がっていない			

(3) 重点施策の対応方針（ACTION）

5-1	市民連絡協議会等の設立支援
施策全体 (ACTION)	引き続き、協議会の母体となり得るみどり団体の活発な活動を支援する。また、どのような連携方法があるのか、市民連絡協議会の場合は設立する効果や具体的な業務内容などを研究していく。
担当課	水と緑と公園課、産業振興課

5-2 みどりのアダプトシステム

(1) 重点施策の内容及び実施時期（PLAN）

5-2	みどりのアダプトシステム
施策内容 (PLAN)	公的な空間を対象として市民が里親となって維持管理や運営管理を行うアダプトシステムについて制度化し、身近なみどりの空間を市民が自ら管理運営することを推進していきます。一部の公園や道路で市民による管理が行われていますが、公園や道路の管理範囲ごとの愛護会・運営協議会等として組織化及び制度化し、安定した運営と質の高い管理を行います。公園、道路以外では、特別緑地保全地区や市民緑地などの樹林地、公共施設の植栽地など市が管理するあらゆるみどりの空間を対象とすることを検討し、市が設立及び運営ノウハウ、資機材などを提供することで、市民の活動を支援します。
担当課	水と緑と公園課、みちづくり課、産業振興課、その他公共施設管理担当課
実施時期	実施予定内容
前期	制度内容の検討、モデル事業の実施
中期	制度のPR事業の展開、市民の提案や希望による実施箇所拡大
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況（DO）及び課題整理と点検（CHECK）

5-2	みどりのアダプトシステムの導入			
公園、樹林地、公共施設等の小平市が管理するみどりの空間を対象に、市民が維持管理や管理運営できる協定制度を検討します。				
実施(DO)	前期実施状況（平成22年度から平成25年度まで）			
取組1	名称	緑の保全団体等への資機材の提供	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 緑の保全団体等に対する支援として、資機材の提供を実施した。 (平成22年度) ゴム長靴等消耗品購入 (平成24年度) ガードフェンス等消耗品購入 (平成25年度) カラーポール等消耗品			
取組2	名称	公園に関するアダプト制度の検討	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 公園に関するアダプト制度の検討 (平成24年度) 公園ボランティアに対してアンケート調査を実施し、111人中61人の回答を得た。 (平成25年度) ボランティア会議を2回開催し、アダプト制度の理解を深める意見交換を行った。現行においても公園ボランティア制度により、資機材や花の苗、ゴミ袋、ほうき、ペンキ、はけ等の提供による各種活動の支援を実施している。平成25年度末の公園ボランティアは、28団体・個人108人登録されている。			

	名称	道路ボランティア制度の運用	担当課	みちづくり課
取組3	【説明・内訳】	(平成25年度)みどりのアダプトシステムについては、既存の道路ボランティアの活動支援をしながら、その必要性について検討している。平成25年度末の道路ボランティアは、10団体・個人63人登録されている。		
取組全体の課題整理と点検				
資機材の提供や活動支援により、緑地の保全団体やボランティアによるアダプトにつながる活動が行われているが施設の管理協定締結には至っていない。				
施策全体(CHECK)	一部の成果が上がっている			

(3) 重点施策の対応方針 (ACTION)

5-2	みどりのアダプトシステム
施策全体(ACTION)	アダプト制度自体が、まだ市民に浸透していないため、ボランティア会議などを活用し制度説明や意見交換を行い、管理協定締結に向けて引き続き調整していく。
担当課	水と緑と公園課、みちづくり課、産業振興課、その他公共施設管理担当課

5-3 みどりづくり市民提案システム

(1) 重点施策の内容及び実施時期 (PLAN)

5-3	みどりづくり市民提案システム
施策内容(PLAN)	公園、樹林地、道路の植栽地、公共施設内など市が管理するみどりの空間のうち施設設置や植栽が可能な箇所を対象に、寄付者名を表示した樹木の植栽、花壇の整備、ベンチの設置などが可能な制度を検討し実施します。また、市民の提案を所管課が検討のうえ、市民による施設整備や植栽整備を行う制度についても検討を行います。
担当課	水と緑と公園課、全公共施設管理担当課
実施時期	実施予定内容
前期	制度内容の検討、モデル事業の実施
中期	制度のPR事業の展開、市民の寄付受け入れや提案による整備
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況 (DO) 及び課題整理と点検 (CHECK)

5-3	みどりづくり市民提案システムの導入			
市が管理するみどりの空間を対象に、寄付者名を表示した樹木や施設の設置、市民提案を検討のうえ植栽整備や施設整備を行う制度について検討を行います。				
実施(DO)	前期実施状況(平成22年度から平成25年度まで)			
取組1	名称	市民からの寄付による街路樹の設置等の検討	担当課	みちづくり課
	【説明・内訳】	あかしあ通りグリーンロード化基本計画における「市民からの寄付による街路樹の設置」等を検討していく。		
取組2	名称	職員とボランティアによる花植えの実施	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】	上水公園・せきれい公園で職員とボランティアの発案での花植えを実施した。(平成25年度)①上水公園 ビオラ、葉牡丹、ストック等 ②せきれい公園 トレニア、マリーゴールド等		

取組全体の課題整理と点検	
事例は少ないが、みどりづくり市民提案システムにつながっていく取組が行われている。	
施策全体 (CHECK)	見込んだ成果が上がっていない

(3) 重点施策の対応方針 (ACTION)

5-3	みどりづくり市民提案システム
施策全体 (ACTION)	公園などのボランティア活動において自主的な花壇のデザインや花植え、ベンチの設置等の市民提案に配慮し、市民提案があった場合は積極的に検討・実施する。また、あかしあ通りの街路樹を構成しているニセアカシア等については老木化が見受けられることから、樹木診断や住民の意見聴取等を行いながら、必要な対応策を検討・実施していく。
担当課	水と緑と公園課、全公共施設管理担当課

5-4 みどりのまちづくり相談システム

(1) 重点施策の内容及び実施時期 (PLAN)

5-4	みどりのまちづくり相談システム
施策内容 (PLAN)	市民活動が盛んになるにつれ、新しいことに直面した場合に活動が停滞する恐れもあります。このような際に市民活動を円滑に進めるためには、問題点をすばやく解決することが必要であり、常設の相談窓口があることで、対応の迅速化を図ることができます。さらに、庭木や生垣のこと、花の育て方、自然や動植物のことなどについても日常的に必要とされる知識についても普及を図り、広く市民の裾野を広げていくことが望まれます。このような相談に対応するために、樹木医、農業・造園・園芸事業者や動植物の専門家などの協力を得て、市民の相談に常時対応できる相談員制度、出張アドバイス制度、出前講座などの導入を行い、知識と技術の向上を図っていきます。
担当課	水と緑と公園課
実施時期	実施予定内容
前期	事業内容の検討
中期	システムの運用
後期	

(2) 重点施策実現のための取組実施状況 (DO) 及び課題整理と点検 (CHECK)

5-4	みどりのまちづくり相談システムの導入			
庭木や生垣のこと、花の育て方、自然の動植物のこと等、市民の相談に常時対応できる相談員制度の導入を検討します。				
実施(DO)	前期実施状況(平成22年度から平成25年度まで)			
取組	名称	みどりのまちづくり相談システムの導入の検討	担当課	水と緑と公園課
	【説明・内訳】 (平成25年度)東京都や他市では常設の「緑の相談室」は減少方向にあるが、イベント等に限定した相談所の設置について有識者と調整及び打診等を進めた。			
取組全体の課題整理と点検				
常設の「緑の相談室」は減少方向にあるものの実際の市民ニーズを把握する必要がある。				
施策全体 (CHECK)	一部の成果が上がっている			

(3) 重点施策の対応方針 (ACTION)

5-4	みどりのまちづくり相談システム
施策全体 (ACTION)	平成26年度以降に、こだいらグリーンフェスティバルなどで、樹木医などで構成された「みどりの相談員」による相談所を設置する。そして実際の相談内容やアンケート等により市民ニーズを把握しながら事業の充実化を図っていく。
担当課	水と緑と公園課